

して、保険を勧誘せざるも必しも從來の收入に影響を見ざるなり、況んや新契約手数料の些少なるに於ては、何を苦しんで困難なる募集事務に其熱心を集中せしめんや。

是に於て吏員奮勵せず、契約増加せず、而も又政府の督勵と自己の責任とを顧慮せざるべからず、即ち彼等は止むを得ず、自ら醸して自ら加入するの變態を生じ、從て政府が當初の目的としたる勞働者其他の下級者を獲ずして官吏殊に郵便局吏員の來り加入するの奇觀を呈するに至りしなり。

次に又政府は半面に於て收利を目的としたるを以て、保険料は其主張の如く廉價なるを得ず、之を民業と比較して或は高く或は同等なりしこと、亦此保険を成功に導かざりし原因なり。

英國に於ける郵便局營保險の組織と其成績は以上の如し、一般に生

命保險に關する問題を論ずる者往々にして國家と生命保險事業の關係を説き、國家は或は現在の民業を悉く其手に收め、或は民業と競争し、低廉なる保険料を以て、多額の分配金をなし、且一層確實の擔保を供し得べしとの論結をなす者少なからず、而して之に附和雷同する者、或は夫の獨逸の勞働者保險を舉げ、或は又此郵便局營保險を舉ぐ、然れども獨逸の勞働保險が普通の保險國營を以て律すべからざるは既に明なる所而して英國の郵便局營保險は其確實の點に於ては固より缺くる所無からんも、而も保険料は必しも廉ならず、剩餘金分配の如きも更に之を行へる例を見ず、徒に識者哂笑の間に餘喘を保つのみ。

若し夫れ等しく國家の經營に係れる夫のニュージラントに於ける生命保險が何が故に成功し、之が民業と相對峙して遜色なきかの點に就きては、偏に是れ其組織の方法及び其經營の手段が郵便局營保險に

國立保險の形態及組織

年 度	保 險 料	總 收 入	積 立 金
一八八七	一〇、一〇七	一二、九八二	六八、〇九〇
一八八八	九、五〇一	一一、九七四	五九、六八二
一八八九	八、六一五	一〇、八四八	五二、七三一
一八九〇	八、二八〇	一〇、〇四六	四四、八四九
一八九一	七、四二〇	八、九〇四	三九、一五〇
一八九二	六、四八二	七、六二六	三一、九七七
一八九三	五、八七七	九、三七五	二五、七八一
一八九四	五、〇四五	六、一九四	二〇、二二二

其二、

(備考) 政府の替める年金事業は之に包含せざるものとす

一九〇三	五九二	三二、四一三	一一、九〇二	七六二、一九三	一三、二二六
一九〇四	五一七	二八、六二九	一一、八七五	七五九、四一三	一六、八七八

論 險 保 立 國

一九〇七	七二二	三四、六四六	一一、七九五	七五七、二八八	一四、六四六
一九〇八	九二〇	四四、二九五	一二、五四六	七四八、九七二	一二、九九二
一九〇九	六七七	三五、五二二	一一、〇七三	七二九、七八七	一五、四四二
一九一〇	八二七	四三、七二三	一一、八六六	七二一、一九七	一〇、六六三
一九一一	七三一	四二、五五四	一一、四七三	六九九、五六八	一一、六七三
一九一二	八四九	四八、〇一七	一一、二一〇	六八一、四七八	一〇、〇五〇
一九一三	一一、二二三	六五、五八二	一〇、七八三	六五六、四五二	九、五七八
一九一四	七二〇	三八、三五八	一〇、〇二四	六一六、五二二	九、八六一
一九一五	一一、二二八	五六、〇一〇	九、七八一	六〇一、七四五	九、六四一
一九一六	八五三	四四、〇〇〇	九、〇六五	五六八、五八二	九、二二六
一九一七	一九八三	八〇、三〇七	八、七〇二	五四八、五九五	七、三五四
一九一八	五二九	二八、九三〇	六、九三五	四八三、〇〇九	八、五六一
一九一九	四六八	二五、四六六	六、六六一	四七二、五五二	六、八四一
一九二〇	六七一	三二、八三三	六、五〇四	四六五、二四一	七、四七三
一九二一	五八〇	三四、八一九	六、二一〇	四六四、八四一	五、五三八
一九二二	五八五	三六、一六八	五、八五九	四四七、三一〇	五、九七六

比して數歩を進めたるの點に歸するなり。請ふ次節に此保險の組織方法に關する説述を試みしめよ。

最後に臨みて尙此郵便局營保險の進歩の遅々たりしを示すべく、次の二表を掲げんとす。其一は以て千八百六十五年より千九百四年に亘る間の郵便局營保險の事業進歩の程度を見るべく、其二是以て千八百六十九年より千九百四年に亘る間の其財産上の狀況を知らしむるに足らむ。

其一、

年 度	新 契 約		總 契 約		支拂保險金額(磅)
	件 數	金 額(磅)	件 數	金 額(磅)	
自一八八五年	一、八八二	一四一、六八一	—	—	—
一八八六	四四二	三三、六七一	二、一六八	一六四、三九二	五三八
一八八七	三八五	三一、二五四	二、四八〇	一九〇、〇七二	一、六七七

一八八八	三五八	二七、六九五	二、七〇九	二〇八、〇七九	一、七四四
一八八七	七五七	五五、九八二	三、三四七	二五五、七九〇	二、一八五
一八八六	三九六	三三、〇七三	三、六四三	二八一、五二七	二、五一六
一八八五	二七八	二一、六二二	三、六三〇	二八四、一七〇	三、七六六
一八八四	三七〇	三三、〇二二	三、八五八	三〇五、二一〇	三、一二五
一八八三	二七〇	二二、八七六	三、九七〇	三一五、二一一	四、三八〇
一八八二	三九三	三三、四四四	四、二二〇	三三七、八一四	三、二五二
一八八一	二二九	一九、六〇八	四、二六三	三四二、七三七	四、三五二
一八八〇	二二六	一八、八七〇	四、三一四	三四七、七〇四	五、二八九
一八七九	二五八	二〇、三七八	四、四〇四	三五四、八九六	三、八八七
一八七八	三〇〇	二三、九〇〇	四、五五七	三六七、四五〇	三、六七五
一八七七	二三四	一八、四四七	四、六一五	三七一、五四〇	五、六九四
一八七六	二五六	二〇、六〇一	四、七一四	三七九、二〇六	五、四三一
一八七五	三四八	二一、七六五	四、八六一	三八五、一六七	六、八八八
一八七四	四五七	三四、七六八	五、一五五	四〇七、六五四	四、六四六
一八七三	五〇六	三四、一八八	五、四八五	四二七、八九四	五、九四二

國立保險の形態及組織

年 度	保 險 料	總 收 入	積 立 金
一八八七	一〇、一〇七	一二、九八二	六八、〇九〇
一八八八	九、二八八	一三、二九七	五九、六八二
一八八九	九、五〇一	一一、九七四	五二、七三一
一八九〇	八、六一五	一〇、八四八	四四、八四九
一八九一	八、二八〇	一〇、〇四六	三九、一五〇
一八九二	七、四二〇	八、九〇四	三一、九七七
一八九三	六、四八二	七、六二六	二五、七八一
一八九四	五、八七七	九、三七五	二〇、二二二
一八九五	五、〇四五	六、一九四	一七、五九四

其二、

(備考) 政府の營める年金事業は之に包含せざるものとす

一九〇三	五九二	三二、四一三	一二、九〇二	七六二、一九三	一三、二二六
一九〇四	五一七	二八、六二九	一一、八七五	七五九、四一三	一六、八七八

國立保險論

一九〇七	五八五	三六、一六八	五、八五九	四四七、三一〇	五、九七六
一九〇八	五八〇	三四、八一九	六、二一〇	四六四、八四一	五、五三八
一九〇九	六七一	三三、八三二	六、五〇四	四六五、二四一	七、四七三
一九一〇	四六八	二五、四六六	六、六六一	四七二、五五二	六、八四一
一九一一	五二九	二八、九三〇	六、九三五	四八三、〇〇九	八、五六一
一九一二	一九八三	八〇、三〇七	八、七〇二	五四八、五九五	七、三五四
一九一三	八五三	四四、〇〇〇	九、〇六五	五六八、五八二	九、二二六
一九一四	一一二八	五六、〇一〇	九、七八一	六〇一、七四五	九、六四一
一九一五	七二〇	三八、三五八	一〇、〇二四	六一六、五二二	九、八六一
一九一六	一一、二二三	六五、五八二	一〇、七八三	六五六、四五二	九、五七八
一九一七	八四九	四八、〇一七	一一、二一〇	六八一、四七八	一〇、〇五〇
一九一八	七三一	四二、五五四	一一、四七三	六九九、五六八	一一、六七三
一九一九	八二七	四三、七二三	一一、八六六	七二一、一九七	一〇、六六三
一九二〇	六七七	三五、五二二	一一、〇七三	七二九、七八七	一五、四四二
一九二一	九二〇	四四、二九五	一二、五四六	七四八、九七二	一二、九九二
一九二二	七二二	三四、六四六	一二、七九五	七五七、二八八	一四、六四六

擧げ得たるものは、此ニュージールランドに於ける國立生命保險事業なりとす、今款を分ちて之を細説せんと欲す。

第一款 保險廳の設置

千八百六十九年サー・ジュリアス・ヴォーゲル氏(Sir Julius Vogel)は此殖民地の議會に於て、政府をして生命保險事業を經營せしむるの勳議を爲せしが、當時國內の事情が之を歓迎せしめたるより、異議なく通過して翌年三月より實行するに至れり。

當時ニュージールランドに於ては未だ自國の保險會社なかりしのみか、他國の會社と雖も未だ支店を設置するに至らず、契約の締結に手數と日子を要すること少なからざりしより、世人が自國保險の創設を希圖せしと、恰も本國英吉利に於て有名なるアルバート及びユーロピア

ンの二會社が悲惨なる破産に陥りし爲めに、公衆が斯業の確實なる保證を翹望せしとに、因り、議會に於ても異議なく通過したるなり。即ち翌年保險廳の設置あり、今日まで已に四十年の星霜を経たり。現時之に總裁たるは蘇國アクチュアリー會員ゼー・エチリチャードソン氏にして副總裁ラッキードン氏、アクチュアリー・フォックス氏、書記長ハドソン氏、醫長カヒル氏、募集監督ロバートソン氏、主計長バールトロップ氏等あり。本廳はウェリントン市に在り、國內顯著の都市に十個の支部、又は代理店を設け、倫敦にも總代理店を置き、其組織全く私設生命保險會社に似たり。

第二款 業務執行の方法

保險業務執行の任に當れる者は、保險廳總裁にして、内閣の奏請に依りて勅任せらる、而して業務執行の方法は殆んど民業相互保險會社に

於けると同一にして、先づ契約の締結に際しては定規の身體診査を行ひ、契約を獲取する爲めには夥多の巡回代理者を置きて募集に従事せしめ、兩三年前に在りても一ヶ年の募集高凡そ七十五萬磅に上れり。保險契約者は保險の費用と課税を負擔すると同時に、利益全部の分配を受け、其額現今年額六萬磅より七萬磅の間を上下せり。而して此利益の外に私立會社に比して勝れたる點は、保險金の支拂に對する國家の保證なり。

當初保險料を算出するに方りては出來得る限り之を低くして利益分配を爲すべき企畫に非ざりしが、經費の節約と同國に於ける死亡率の低きに因りて初より剩餘を見るを得たりしかば、政府は更に進んで民業保險と競争せんが爲めに、利益分配額を夥多ならしめんと欲し、中途より保險料を増加し、其主要なる保險の種類たる養老保險の保險料

を次表の如く定めたり。而して此保險料は以前に比して高しと雖も、此殖民地内に營業せる私立保險會社に比すれば尙著しく安價なり。

養老保險金額百磅に對する保險料表

年 齡	受 取 額	滿 十 年 期	滿 十 五 年 期	滿 二 十 年 期	滿 二 十 五 年 期	滿 三 十 年 期	滿 三 十 五 年 期
一	一〇・二〇三	〇九・九六一	六・〇〇〇八	四・〇七〇一	三・七〇〇八	三・五五五	二・〇七三
二	一・五〇七	〇九・二一六	六・〇二〇八	四・〇九〇一	三・〇九〇九	二・二七七	二・〇九五
三	一・二九二	〇九・三三〇	六・〇三〇五	四・一〇〇二	三・一〇二二	二・二九〇	二・一一三
四	二・〇五五	〇九・三三三	六・〇四一〇	四・一一〇九	三・二二二	三・〇一四	二・二四〇
五	二・二〇四	〇九・四八八	六・〇六〇六	四・一三一一	三・二五〇七	三・〇四七	二・二八二
六	三・〇一三	〇九・六五	六・〇八二二	四・一七〇〇	三・二九〇六	三・〇九七	三・〇四〇
七	三・三〇二	〇九・九八	六・一三〇一	四・二二〇二	三・三三〇〇	三・一七四	
八	四・〇九二	一〇・二九八	六・一八〇四	五・〇二〇二	四・〇六〇〇		
九	五・二〇五	一〇・四四五	七・〇九〇七	五・〇三〇三	四・一五二〇		
十	七・三〇七	一一・五五二	八・〇六〇二	六・〇三〇〇			

表中に在る八十歳受取養老保險は頗る便益なりとして今日全く普

通終身保険に代れり、即ち當に八十歳の如き老年に達しても、尙保険料を拂はざるべからざるの不便なきのみならず、該年齢に達すれば契約の保険金額と若干の利益分配を受くるの利あり、加ふるに其保険料は民間會社に於て單に死亡に際してのみ保険金の支拂を爲す所の終身保険のそれに比して一般に安價なりと云へり。

女子に對しても又職業の種類に關しても一切増加保険料を課すること無きも、只酒類の製造並に販賣業に直接若くは間接に従事する者には、通常保険金額の千分の十より最低千分の五に至る割増を爲すものとす。而して一方に於ては全然飲酒せざる者に對してテムペラン・ス・プランチ(禁酒部)を設け、之に加入せる者には死亡の低率より生じたる剰餘金を分與すること、定め、今日に至るまでの實驗に於ても、禁酒部と然らざるものとの間には此分配額を異にせり、而して禁酒部に於

て特に養老保険多きを占むるも亦此事情に對する主要なる原因なり。純種の土人支那人黑人又は他の有色人種は契約せざれども、混血の者は支那人を除き千分の五の増加保険料を以て契約し、保険の種類を四十五歳以前の満期に限れり。僧侶は保険料中より定期純保険料の百分の三に當る金額を割引して契約し、又虚弱者と雖ども全然謝絶すべき程度にあらざる者には割増保険料を以て契約するも、割増に就ては敢て精緻を要求せず、保険金額の千分の五又は千分の十を要求して契約するものと、全然拒絶するものとの二者に分てり。而して割増を要求せられたる者、増加保険料を支拂ふことを好まざるときは、保険證券に記載したる一定期間内の死亡に對し、保険金の割引を約して普通保険料を以て契約するを得るなり。

死亡保険金は必要なる證明を得て直ちに之を支拂ひ、保険金額が二

百磅を超過せざる場合に限り、遺言證書又は遺産執行證書類を省略することを得。満期保険金の拂渡は満期の日より出來得る限り遅れざるを旨とせり。

第三款 保険約款の寛大

前款に述べたる如く、酒類を取扱ふ者の外職業に關して一も増加保険料を請求すること無しと雖ども、戦争に對しては例へば南亞非利加戦争に於けるが如く、軍人其他の戦地に臨む者に對して特別なる取扱を爲すものとす、外國居住に對しても保険申込の際被保険者に於て不健康なる熱帶地方へ出發するの意ある場合の外、何等問ふ所無きものとす。

自殺に就ても亦一般生命保険契約に於けるよりも寛大なる處置を

取り、契約締結後六ヶ月以内に於て自殺したる場合には保険金の支拂を爲さずと雖ども、保険廳總裁に於て契約締結の當時自殺の意思無きことを認めたる場合には保険金を支拂ふことを得となせり。

保険契約の満二ヶ年繼續したる上は之に對して解約返戻金又は貸金を爲すのみならず、保険料拂込期日後三十日間の猶豫期間を経過して尙保険料を拂込まざる者に對しては、解約價格を保険料に振替へ契約の効力を保たしむるの方法を設けたり。

保険金額二千磅利益分配額をも算入して以内は、破産財團への計入を免除せられ、年金の場合には百四磅まで同一の恩恵に浴することを得。但高等法院の判事が此契約を以て債權者を欺罔する爲めにせりと認定したる場合は此限にあらず。

利益分配は以前は三ヶ年毎に之を行ひ、其間に脱出する者に就ては

保險金の支拂を受くべき者にのみ中間分配金を附與し居りしが、近來之を改め解約者に對しても總て相當なる計算に據りて分配を行ふことせり。是れ中途に解約せざるべからざる如き不幸なる者の利益を殺ぐは保險の本旨に非ずとの理由より來れるなり。

保險廳は毎年並に毎三年に一回事業の報告書を作りて之を保險契約者並に普く世界に致して以て此事業の現況と進歩を示すこととし、諸種の計算並に貸借對照表頗る精細明瞭にして、以て此種の報告の模範と爲すに足ると云ふ。

第四款 財産の利用方法

保險廳の財産利用は出納局長、法務次長、國有財産測定局長、租稅局長、國定受託官と云ふが如き官吏と、保險廳長官の六人を以て組織せる役

員會の權能に屬し、此役員會は必らず三人の出席を要すとせり、而して其利用方法は主としてニュージールランド政府の公債、特別なる利率の保證ある地方債、保險證券擔保貸、解約價格の九割を限度とす、並に土地抵當貸附、評價額の五分の三を超えずと定め、又地方債の應募には役員會と統監の同意を要し、抵當貸附を爲す場合には役員會に於ける出席員の總員一致を要し、且一萬磅以上の貸付を一ヶ所の土地又は一人若くは一會社に對して爲すを得すとせり。

左に示す所のものは千九百三年十二月三十一日に於ける保險廳の資産の概要なり。

種 類	金 額(磅)	百 分 率
土地抵當貸	一、八八六、五七四	五二・三
公 債	六六七、九三六	一八・五

保險證券擔保貸	六一八、一九〇	一七・一
地方債券	一四〇、三二五	三・九
土地家屋	一二三、五八〇	三・四
雜	九九、一七二	二・八
現金	七三、四八九	二・〇
抵當流の財産	一、〇三三	〇・〇
合 計	三、六一〇、二九九	一〇・〇

千九百三年に於て以上の財産より得たる平均の利子は百磅に對し四磅八志五片にして、此割合は實際收得したる利子の金額を年始年末平均の資産額を以て除したるものなり。

第五款 積立金の計算並に利益分配

責任準備金の計算は勿論年々之を爲すと雖とも、利益金は毎三年に一回之が分配を行ふものとす。而して保險應は新契約に對する好餌として特別なる利益金分配の方案を設定したるに非ざるも、而も千八百七十年斯業の創始以來現金を以て被保險者に拂渡したる金額百萬千二百八十五磅にして、是れ恰も保險金額を百九十一萬九千八百二十磅を餘計に拂渡したると同一なり。而して政府の目的は成るべく完全積立金を爲して被保險者の利益を保護せんとするにあるが故に寧ろ利益金の分配に重きを置かず、責任準備金を最嚴重なる方法に依りて計算したり。英國に於ける顧問アクチュアリーたるハーデイ、キングの二氏は大に此方針を賛し、數回此政府の鞏固なる經營方法を贊せりと云へり。千九百二年末に於ては三朱五厘の利率を以て責任準備金を計算し、被保險者に對しては十六萬七千九百三十三磅の利益金を

分配したりしが、此時始めて保険契約金額と從來存在せる分配金額の割合に應じて分配を行ひたるなり。前述の如く利益金は三年毎に分配するを本則とするも、途中解約又は保険証券を擔保として借入金金を爲す者、並に死亡又は満期の保険金請求者に對しては中間の剩餘金を計算して拂渡すものとせり。

千九百二年末に於ける責任準備金額は三百二十一萬四千四百九磅にして、之に對する保険契約は件數四萬二千四百六、契約金額及び分配金額千〇七十三萬四千六百六十磅なりとす。

第六款 文官に對する生命保險

保險廳は千八百九十三年より政府の文官に對する保險を開始し、毎月給料の一部給料月額百磅に對し一ヶ年凡そ五磅に當るを保險料と

して拂込ましめ、之に對し六十歳の以前に於ける死亡の際百磅を支拂ひ、六十歳に達したる後は毎年相當の年金を交附するの契約をなせり。被保險者にして別に小額なる増加保險料を支拂ふ時は六十歳の後に於ても死亡の際に百磅を受領することを得るなり。而して此制度は保險廳の事業の一部として取扱はれ、精確なる數理に據り、充分なる積立金の計算を施せるが故に、世間普通に行はるゝ所の恩給年金制度の如き、結果の不明にして處理の不熟練なるものと同日の論に非ざるなり。

此保險は文官にして就職の際年齢四十歳以下の者に強制するものなりと雖とも、任意に加入せるもの寧ろ多數を占め、其人員五千保險金額百二十五萬磅に上り、其支拂ふ所の保險金一ヶ年四萬磅を越えたり。(二ヶ年の總保險料收入高凡三十萬磅餘なり)

左に文官より收納する保険料の内譯を示すべし。

鐵道従事員	一四、五〇〇
郵便電信従事員	六、一〇〇
教務省員	四、八〇〇
警察官	二、一〇〇
其他官廳従事員	九、五〇〇
以上任意加入者	三、七〇〇
強制加入者	三、三〇〇
計	四〇、三〇〇

第七款 傷害保險部

千九百年に於て制定せられたる勞者贖償法の規定に依る傭主の責

任を保險せんが爲めに、保險廳は千九百一年六月より傷害保險を開始せり。此種の事業に於ては其保険料の正當なる比率は固より數年の實驗に仰がざるべからずと雖も、現今に在りては先づ收支相償ふの狀況なり。而して尙此事業の爲めに生命保險の契約者に損害を及ぼさざらしめんが爲め、傷害保險の經費は此部の單獨に負擔する所とせり。

今少しく勞者贖償法に就て言はむに千八百八十二年の傭主責任法並に其後の修正法に依れば、勞者は其傭主の職業機械並に工業組織の缺點又は監督員の懈怠に因して起生したる身體上の損傷に對して、五百磅以下の賠償を請求することを得たりしが、千九百年の新法は更に傭主の責任を擴大し、勞者は總て其職務上の傷害に對し、之が重大なる過失又は故意に出づるに非る限り、傭主に對して損害の要償を行ふの

權利ありとせり、而して其賠償の範圍は左の如し。

- 一、傷害の結果死亡して全く本人の給養に依りたる遺族を遺したる場合に於ては、三ヶ年の給料に相當する金額を支拂ふべし、但該金額二百磅より少かるべからず、又四百磅を超ゆべからず。
- 二、遺族が一部本人の給養に依りたる場合に於ては前金額の範圍内に於て雙方間に協定を爲すべし。
- 三、遺族無き場合に於ては醫藥療治料並に葬費を辨するに足るべき相當の金額を支拂ふべし、但三十磅を越ゆべからず。
- 四、本人が全く不具癱疾に陥り、職業に従事する能はざるに至りしときは、負傷したる日より毎週給料の五割以内に於て扶助料を受くことを得。一部従事不能の場合には之が二週間以上繼續するにあらざれば、初め一週間に對する分を請求するを得ず、又一週に

對する給與二磅を超ゆるを得ず、但傭主の支拂義務は二百磅を限度とす。

傷害が鑛山製造所建築若くは船舶の内部又は附近に於て發生したる場合に在りては、勞者は直ちに傭主の財産に追求することを得、此權利は贖償法の施行以後に創設せられたる他の權利に對して優先の地位を占むるものとす。

保險廳の傷害保險は是等法律の規定に基く傭主の責任と、普通法の規定せる不法行爲の賠償義務を保險するものにして、一人に對する金額の制限を五百磅とす。

保險料は給料額を標準として之を定め、危険の虞少き職業、例へば理髮職、會社商店員、吳服商等の如きは給料百磅に對し六志とし、建築業者は二十六志、炭山従事員は五十三志、伐木業者は百六志とせり。

保險廳は又或種の抵當保險を行へり、即ち勞者の優先權の爲めに傭主に對する抵當權者の被ることあるべき損害を保險するものにして其保險料は小額の抵當債權に對しては百磅に對して一志、巨額の分に對しては同六片なりとす、而して日常傷害保險も亦之を營めり。傷害保險部設置以來收入したる保險料と支拂ひたる保險金を掲ぐれば左の如し。

年 度	收入保險料(磅)	支拂保險金(磅)
千九百一一年 自六月七日 至十二月卅一日	一一、八五六	二、四二八
千九百二年	一四、一〇〇	七、三六四
千九百三年	二四、三八一	一三、二二三〇

保險金の請求年々増加するの趨勢を有し、保險廳に於ても自然多少の保險料増率を行へりと雖とも、實驗の結果に依れば今日までの保險

料は、或種の職業危險に對して充分なりと謂ふこと能はざるが如し。

第八款 保險廳の發達

事業開始以來三十四年間に保險廳の收入したる保險料は六百萬磅(内年金の賣價二十一萬一千六百七十四磅を含む)餘にして、保險金並に剩餘金として被保險者又は遺族に支拂ひたる金額は遙に三百五十萬磅を超え、而して千九百三年末に存在せる資産は三百五十萬磅以上なり。

次に千八百七十年三月より千九百三年末に至る總收入勘定を示すべし。

收 入 (磅)	支 出 (磅)
保險料 五、九四五、五八〇	死亡保險金 一、九二七、〇二二

國立保險の形態及組織

年 度	新 契 約		總 契 約	
	件 數	金 額 (磅)	件 數	金 額 (磅)
一八七一年	四六三	二〇六,三六一	四五四	二〇〇,六一一
一八七四年	一,四九九	五二〇,〇一〇	三,九五三	一,四五三,四九六
一八七六年	一,二四九	四八一,一七〇	六,一五三	二,二八二,一二九
一八七八年	一,九九四	六八一,一〇九	八,七一	三,二五二,二〇〇
一八八〇年	二,二六六	七二二,五五四	一一,六五六	四,一七一,五〇四
一八八二年	三,八〇八	九八二,七三三	一五,八九六	五,一七六,二一七
一八八四年	三,三〇九	八〇〇,〇一六	二一,〇〇三	六,一三五,六三六
一八八八年	二,九五七	七八五,〇九三	二六,一六八	七,〇七六,二五二
一八九二年	二,六三四	六四二,一〇四	三〇,三一六	八,〇三六,二二〇
一八九七年	三,一六一	六六五,八九八	三六,一七四	九,〇〇二,六〇一
一九〇三年	三,一六〇	七〇二,三五〇	四三,一一六	一〇,〇六〇,二六二
總契約額				一一,〇五一,五四四
利益金分配の爲め生じたる契約額				一一,一一一,八〇七

國立保險論

次に契約増加の状況を示さん。

年金賣價	二二一,六七四	満期保険金	六四三,九九六
利子	二,二九八,一〇八	解約拂戻金	七〇六,〇三一
トンチン積金	一六,七五三	利益金分配	一五九,〇〇六
手数料	六九六	年金	一六九,一八二
		紹介料、手数料	三二一,九六〇
		事業費	八一三,四一九
		租税	一三一,〇八九
		財産減價積立金	九七,〇四五
		積立金(各種)	三,五二二,〇六一
合計	八,四七二,八一一	合計	八,四七二,八一一

第九款 結論

以上數款に涉りて論述せる主要の材料は、夫の千九百四年、セント・ルイス開催の萬國大博覽會へ頒布の爲めに該國政府の出品したる、ニュー・ジラランド官營生命保險概覽と題する小冊子に據り、傍千八百八十五年出版ゼーム・デー・スチュアート氏著、ニュー・ジラランドに於ける生命保險及び第二回萬國アクチュアリー會議報告書中リチャードソン氏のニュー・ジラランドに於ける官營生命保險等を參照せしものなるが、更に亞米利加のアクチュアリー、フレデリック・ホフマン氏が千九百五年六月、中スベクテートル誌上に於て、同保險事業に對する評論的記述を試みたるもの、中より、二三の事項を摘出して結論と爲さんと欲す。

官營保險の組織が總て民業保險と同一徹に出づることに就ては屢

に述べたる如くなるが、募集機關の構成も亦從て全く私設會社と同一にして、即ち其業務を各地に擴張し、新契約を得、舊契約を保護する爲め、此殖民地を四區に別ち、各區に支部を置きて之に支部長とも稱すべき吏員を任命し、之をして管下統理の責に任せしむ。支部長は即ち自己の鑑識に依りて募集員を雇傭し、之を以て普く管下を募集せしむ、而して支部長は一定給料の外、契約増加額に對する報酬を得るなり。支部を設けず、從て地方駐在の吏員を有せざる地方に於ては、通常地方の郵便局長を囑託し、結果報酬を以て事を行はしむ、而して巡回募集員は全然結果報酬とす、此の如く保險廳の經營方法は私設會社と同一なる商業主義に基けるが故に、其經費も亦固より私設會社と軒輊を見るべからず、且其國庫に支拂ふ所の租稅額も亦後者と大差なきなり、此保險事業に對する課稅の問題は、ニュー・ジラランドに於て常に非難の聲を伴ふ

ものにして、其割合の多大なること千九百三年末に於ける保険應の報告に據れば、實に總收入の約百分の二、年内收入保険料の約百分の三に當れり。實にニュージールランドに於ける保険税は會社の責任額を標準とするの苛税にして、會社の責任額は歳を逐ひて増大するものなれば、毎年収入保険料額の増加は納税増加の爲めに打消さるゝの狀態にして、保険應の長官も亦斯業發達の爲め國民の利益の爲めに其非を訴へ居れり。政府は國民の利益の爲めに保険を官營とし、利益金は盡く保険契約者に配當すとの美名を恣にしなから、一方には此の如き重税を課して保険契約者の負擔を重からしむ、何ぞ其矛盾の甚しきや。

保険廳長官は政府の承認を経たる規則と死亡表とに據りて、總ての種類生命保険及び年金保険並に生命の必諒に基ける諸種の契約を締結するの權限を有し、保険金額の制限も漸々上進して目下一件の契

約金額の最高制限を二萬弗とせり。

千八百八十四年ニュージールランド政府保険委員法と稱する法律を發布し、之に依りて從來の組織を變更し、取締役會を中心とし、其下に委員會を組織せしめ、委員中四名は法律を以て規定し、三名は殖民地統監の指定に係り、三名は保険契約者より選舉せしむることとし、保險廳を以て一種の組合の如き組織と爲せしが、幾もなくして此組織の不利なるを覺り再び従前の組織に復したり。

保險廳が募集の爲めに諸種の手段を採れる中に、時々保險契約者に依頼して各自をして少くとも一人の新加入者を紹介せしむるの方法を行へるが如きは参考とすべき事實なり、又保険料の支拂を輕便ならしむる爲め、郵便貯金を爲せる者に對しては、通知書に依りて其預金勘定より保険料額を振替ふることを得せしめ、又は保險契約者の希望に

依り郵便切手帳を以て保険料の支拂を爲すことを許せり。

保險廳は又延滞解約の防禦に勉むと雖も、尙其割合の大なるは吾人其原因を知るに苦まざるを得ず、千八百九十二年に於ける保險廳の報告を見るに、曰く、延滞解約の多大なるは殖民地の生命保險に免るべからざる特徴たるを疑はず、是れ蓋し其社會上の状態に影響せらるべこと大にして、吾人の努力及ぶ能はざるが爲なりと、或は然らん、千九百一年より同三年に至る三年間に保險廳の得たる新契約件数は九千八百六十五件なるに、延滞解約に屬したるもの三千三百三十三件あり。

ニュージールランドに於ける官業保險の歴史中趣味ある一章を作すものは、簡便生命保險の創始と之が廢絶に在り。而も保險廳が其報告に於て之に關する記述を避くるに似たるは何人も失敗の經驗を述ぶるを好まざるが爲ならむ。簡便生命保險部は千八百七十四年に開始せ

られしが、幾もなく中絶し、千八百八十二年再び之を改正復興せしが、千八百八十六年に至りて全く之を廢したり。千八百八十二年の報告を見るに、曰く政府が前期の議會に於て約したるが如く、保險廳に於ては數年中絶したる簡易生命保險を再興して、千八百八十二年三月一日より盛に之が募集に着手せしが、豫想以上の好果を收めて六月三十日に至るまでに千五百九十三件の新契約を得、其内千六百九十件は小兒の生命保險にして、之に對して各一週二片の保險料を領收することゝなり、其平均保險金額は六磅十志なりとす、而して成人に對する契約は九百三件にして、一件に對する平均保險金額五十一磅七志六片、週拂保險料の平均八片半に當れり。千八百八十二年中に契約したる件数は殆んど九千にして、其金額凡二十一萬六千磅、同年末に現存したる契約件數七千五百五十一なりとす。而して同年内に於ける死亡保險金の請

求は僅に十九件にして、内十六件は小兒保險なり、以て契約選擇の慎重なりしを證するに足れりと、此の如き盛況なりしにも拘らず、何故にや次年度には新契約著しく減少し、僅に六百二十九件の契約を得、且其多數は小兒保險なり。是等の事情よりせるにや、保險廳は再び此部門の廢止に着手し、漸々解約を出して千八百八十六年の報告には此部の閉鎖殆んど終了したりと言へり。

保險廳は又千八百八十七年に公衆の希望を満し、又以て契約の永續を圖らんが爲めにトンチン法を開始せり。其方法如何と云ふに、保險契約を爲すに方り、保險契約者の希望に依りて該契約をトンチン團體に編入し、千九百十年十二月三十一日に之が清算を施行するにあり。

而して該時期に到達するまでに死亡又は解約に由りて脱退したる者には、契約の保險金額又は解約返還金を支拂ふのみにして、剩餘金は

一切之に拂渡さず、之をトンチン團體に遺留せしめ、千九百十年に至りて殘留せる保險契約者へ分配するなり。

保險廳は其創始の時より常に有力なる私設保險會社の競争を受け、たれば保險廳も亦自ら之に對抗せざるを得ず、之が當然の結果は保險廳の經營方法をして總て民業會社に據らしむるに至り、募集費用の如き紹介手数料の如き殆んど兩者同一なり。

最後に吾人の一言を禁する能はざる所のものあり、何ぞや業務發展の點に於て政府の保險は必しも大成功と言ふべからず、創設後三十六年にして四萬件の現在契約額を有するに至れりと雖も、同年度に於て私設會社は六萬件の契約を有し、且此割合は年々私設會社の勝利に歸するの傾向あることなり。且政府保險の平均保險金額は私設會社に比して稍低く、前者が二百三十三磅なるに比して後者は二百五十七

磅なるを示したり。保險應は固より其事業の前途を樂觀し、且既往の
 發達を以て官業保險の成功なりと誇稱するに似たれども、民業保險も
 亦之に劣らず發達したる事實は、獨り政府保險をして其名を擅にせし
 むる能はざるにあらずや。況んや此の如き政府の干渉なくんば民業
 保險が更に一段の進歩を見るかも知るべからざるをや。而も保險廳
 長官は報じて曰く、外國政府に於ても我保險廳の發達を見聞して種々
 の問合を試むる中にも、獨逸、加奈陀、白耳義、南濠及びタスマニア等より
 照會ありたるを以て、保險廳は諸種の様式、法律規則、統計諸表報告其他
 の書類を送附せり、而して我政府保險の成功は他の新殖民の模範たる
 べく、彼等は着々之に倣ひて人民の社會的状態の進歩を圖らんと欲せ
 りと。

ホフマン氏は其所論を結んで曰く、ニュージーランド政府の保險は確

に一種の成功なり、然れども世界の諸國に於ける多數の民業保險會社
 に比して優劣を論ずる能はざるなり、然らば爲政は簡潔を貴ぶの格言
 を當れりとすれば、政府が此の如き事業に手を下すは徒らに其當然の
 職務を膨大ならしむるに過ぎず、況んや之が生命保險の領域に於ても
 決して民業保險に勝れりと言ふこと能はざるに於てをやと。

此の如くニュージーランド國立生命保險の成果に就ては官民自ら意
 見を異にし、政府當局者は之を以て非常なる成功と誇り、民間の批評者
 は寧ろ之を平凡の發達なりと言ふも、要するに各自の見地と標準の差
 違より生ずる結果に外ならず、未だ以て孰れを正當なりと斷する能は
 ざるなり。然れども同じく國家の經營に係る所の生命保險にて在り
 ながら、之を英國の郵便局營保險の失敗に比するときは、兎も角民業會
 社と並行競走して其一着を争ふまでの發展を致せることは、一般官業

の比較的失敗多き中に於て、裕に成功の讚辭を與ふるの價值ありと言はざるべからず、而も其成功の原因は全く之が民業相互保險會社の典型に據り、其組織運轉の方法亦殆んど營業會社と異なる所なく、且之が簡便生命保險に非ずして全く普通の生命保險に專なりしに歸着せざるべからざるなり。

第四節 北米合衆國に於ける公立年金保險制度

北米合衆國に於ては消防夫(Firemen)巡查(Police-men)公立小學校教師(Public Schools Teachers)に對する社會的保護の必要を認め、終に之に關する年金制度の制定を見るに至れり。

第一款 消防夫及び巡查に對する年金制度

是等の職に在る者は其職務執行上往々危害に遭遇するものにして、夫の工業工場に於ける職工の傷害に比すれば其程度或は低からんも、元來消防夫及び巡查の職務は其活動直接國家社會の安寧に關係を有し、且之が日常市民の面前に於て行はるゝを以て、其功績の如きも直ちに市人の耳目に上り、新聞紙に傳へられ、其勇敢なる行動は恰も軍人の戰場に於ける活動に比すべく、其奮勵突進と之が反對とは人民の幸福に甚大なる關係を有するを以て、是等の職に在る者に對する傷害の救済に關しては、識者の夙に研究を怠らざりし所なり。

當初消防夫及び巡查の負傷又は死亡したる場合に於ける手當又は遺族の救済は、主として慈善會(Charity hall)の收入に依て行はれたり。然れども此種の慈善會の切符は巡查をして戸々に賣付けしむるが如き有様なりしを以て、反て市民の惡感を買ひ、彼等の活動は其當然の職

務なり、彼等が依て以て衣食する俸給に對する義務なり、何ぞ殊更に救濟の必要あらんやと言ふが如き論をなして賣付に反對するが如き景況を示すに至れり、是れ寔に當然の結果にして多くの慈善事業に附従する弊害なり。此の如き景況なるを以て慈善興行に依る収入を以て彼等を救濟せんとするは、反て市民の反抗を買ひ、一方に巡査消防夫の職務上の威嚴を害すべきを覺れり。是に於て何等か他の方法を以て是等の救濟を行はざるべからざるの必要に迫り來れり。

或都會に於ては消防夫又は巡査の任意的救濟組合組織せらるゝに至れり、即ち各會員たる巡査消防夫は月々其俸給中より一定の金額を醵出し、組合員死亡したる場合又は傷害に罹りたる場合に於ては、一定の金額を受くべきことを定めたり。然れども此の如き救濟組合は既に諸國に於ける實例の證明するが如く、不完全且不確實にして頼つて

以て身後安全の計となすに足らざるは勿論なり。

是に於てか終に千八百七十一年、ニューヨーク州に於ては、消防夫に對する公立年金保險に關する法律制定せられ、千八百七十八年に於ては更に巡査に對する公立年金保險の組織の構成を見るに至れり。

是よりして諸州の諸都市に於て續々公立年金保險制度(Municipal pension System)を起し、固より幼稚にして不完全なる點なきに非ざりしも爾來幾多の改善と發達とを以て今日に及べり。

各州に於ける法律は大體の組織に於て相近似するも、其救濟の範圍に至つては相同じからず。即ち或州に於ては只退職若くは廢疾となりたる場合に於て其本人のみを救濟し、或州に於ては更に寡婦、孤兒及び自活する能はざる兩親に對する救濟をも行へり。

然り而して亞米利加の如き社會に於て、此の如き慈善的共同利益的

の制度を布くに至りたるの動機は特に記載するの價值ありと言はざるべからず、即ち先づ吾人の生命財産を保護するが爲めに、其職務に斃れたる者をして、困窮と缺乏に沈淪せしむるは實に市人として當に恥づべき行爲ならずやとの自覺を喚起したること、次に彼等が自ら組織せる救濟組合は、不完全不確實にして到底彼等が晩年に於ける安全の計として頼むべからざるものなるに鑑み、究極此の如き事業は市民が公立事業として大組織を以て實行せざるべからざるものなりとの發見を爲したることなり。

此の如き公共的の確實なる救濟事業の成立は、先づ各職員をして益忠實に其職務を盡さしめ、其職務の外に密かに他日の計を企つるが如きことなく、偏に其職に安んじ、其職の爲めに殉せんとするの意氣と熱誠とを起さしむる所以にして、各職員をして愈誠實愈勤勉に愈慎重に

愈眞面目に其事務を執行せしむるを得べく、從て之が市民一般の利益たるべきことも亦公私共に明瞭に自覺するに至りしなり。

予は是より、シカゴに於ける此公立年金保險制度の大意を記述して以て北米合衆國に於ける此制度の組織の大體を示さんと欲す。

シカゴに於ける巡查に對する公立年金保險制度は、千八百八十七年四月二十九日の法律に依て創設せられ、千九百三年に於て一部の修正を経て今日に及べり。

此年金保險の基礎となるべきものは即ち Police fund (警察資金) と稱するものにして、如何なる財源を以て此資金の財源とするやと言ふに左の如し。

- 一、蓄犬税其他蓄犬に關する諸取立金の四分の三、
- 二、展覽會及び酒舖の開業に關する免許料の百分の三、

- 三、巡査の特別なる任務に對する報酬例へば私人の請願に由り請願巡査を派出したる場合に人民の納めたる料金の全部
 - 四、此法律に依り年金を給せらるゝ巡査の受くる年金月額額の百分の一、
 - 五、巡査に科せられたる懲戒罰金、
 - 六、所有主の發見せられざる遺失物及び盜難物品の競賣に依て得たる金額、
 - 七、凶器携帯に對する免許料及び過料、
 - 八、市令に違反する如き行動の爲めに集めたる費用の半額、
 - 九、巡査の月俸額の百分の一、
 - 十、(二)以外の警察に於ける諸免許手数料の百分の三、
- 次に救濟の條件及び範圍に就きて説明せんに、巡査は年齢に於て五

十歳以上服務年限に於て二十年を經過したる場合に於ては、其現俸給年額の百分の五十、即ち半額の年金を受くることを得べし、但し其金額は六百弗より少からず、九百弗より多からざることを要す。

本人年金を受領し始めたる後死亡したる時は、寡婦は其再婚まで、遺兒は其十六歳に達するまで同額の年金を受領することを得べし。

又在職中に於て疾病其他の事故に因り服務不能となりたる場合に於ても一定の年金を受くるを得べく、職務に殫れたる場合に於ては遺族は一定の年金を受領すべし。服務二十年に満たざるも之が十年以上なる時は、其死亡に際し遺族は一定の年金を受領することを得るなり。

千九百六年の統計に依れば、

(1)二十年の服務後に退職して年金を受けつゝある者 一三六

- (2) 同上の者死亡して寡婦其年金を受けつゝある者 四四
- (3) 在職中疾病其他の事變に因り服務不能となりて年金を受けつゝある者 二六
- (4) 職務に瘧れたる者の寡婦にして年金を受くる者 八六
- (5) 十年間服務後死亡者の寡婦にして年金を受くる者 一五七
- (6) 遺兒にして年金を受くる者 一四

合計

四六三

年金受領者四百六十三人を算し、之に對し毎月支出する年金額は合計二千二百弗に達せり、而して此支出が収入に對し如何なる關係に立てるかは注意すべき事項なり。

今此點を調査するに毎月収入高少なくとも二千三百弗を算するが故に、毎月一百弗の剩餘金を見るの計算なり。當局者の説明に依れば

年金受領者は毎年増加すと雖も毎月の収入は前記最小額よりも常に超過するを以て決して收支相償はざるが如き虞無しと云へり。

尙當局者の説く所を紹介すれば、是等の収入の中には市人の警察犯に因る科料を含むが故に、巡査は常に警戒して犯罪者を嚴重に搜索せんとするの傾向を生じ、一方に於ては巡査の精勵を促がし、一方に於ては市の公安を保全するの利あり、殊に著しきは此年金法の發布と共に往々免れざる私人の贈賄に依りて犯罪の檢舉を緩和にし若くは中止するが如き從來の弊風全く其跡を絶つに至れる事實にして、是れ巡査が後顧の憂を除き得たる爲め、専心其職務に忠實ならむことを期するに至れるが故なり。

最後に此年金保險經營の機關は年金保險課にして、年金保險課は五人の課員より成り、内三人は市長の選任する所、内二人は巡査各自の選

舉する所にして、即ち其經營の組織は官僚的に非ずして自治的なり、專斷主義に非ずして相互主義の色彩を認むることを得べし。

以上はシカゴ市に於ける巡查に對する救濟年金なり、次には其消防夫に對する年金保險につきて説明せんと欲す。

消防夫に對する年金制度も巡查に對する場合と略同様の組織に基き、先づ資金(Firemen's fund of Chicago)の財源より述べれば左の如し。

- 一、諸免許手数料(License fees)の百分の一、
- 二、消防夫各員の月俸の百分の一を超えざる金額、
- 三、消防夫の特別なる任務に對する報酬、
- 四、消防夫に科せられる懲戒的罰金、
- 五、寄附金、

六、此州(Illinois)以外の土地に於て設立免許を得たる火災保險會社の

總收入(Gross Receipts)の百分の二、

此外以上の財源の産む所の利子は又收入の一部を構成すべし。

此經營の組織は出納役(Treasurer)書記役(Clerk)辯護士(Attorney)及び消防署長又は次席消防官(Marshal or Chief Officer of the Fire Department)並に市の助役(Comptroller of the City)の五名を以て構成す。

千九百五年より千九百六年に至る間に於て年金受領者の數四百四十九人にして、毎月収入高は九千五百弗、毎月支出高一萬一千一百弗なり、從て不足する所一千五百弗に上れども、既に十五萬一千弗の積立金を有するを以て目下別に困難を感ぜざるが如きも、當局者は此支出超過に對して何等か調和の途を採らざるべからずと思惟し、積立金を年々増加せしむるの發展方法を研究しつゝあるは嘉すべき事なり。聞く所に依れば、外國火災保險會社より取立つべき金額の割合を増加し

て此支出超過を防がんとするの議出で、其現在取立額を倍加して徴收すべしとの案は、今日最有力なるに似たり。

最後に此年金制度の附與する所の救済の程度に就きて述べれば、先づ癩疾となりて退職せる場合には、現俸給の半額に當る年金を受くべく、職務に瘡れたる者の寡婦は其再婚するまで毎月三十弗を受くべく、遺兒は各十六歳に達するまで毎月六弗を受くるものとす、但其合計が前俸給の半額を超ゆることを得ず。

在職二十年以上にして年齢十歳に達したる者は、現俸給の半額に當る年金を受領して退職することを得、但退職者にして猶身體老衰せず、多少の職務に當り得る場合には、之に相當なる義務を附することあり、例へば急變の場合には消防署に出頭し、援助に従事すべきことを定むるが如し。

上記の者年金を受領しつつある間に死亡せる場合には、寡婦は再婚まで遺兒は十六歳に達するまで、同額の年金を受くることを得るものとす。

第二款 公立小學校教員に對する年金保險

蓋し小學校に於ける教員は其職とする所の重きに似ず、其得る所の俸給は多く薄少なるを以て、物質上に於ては實に下級使用人 (lowpaid employees) と其地位を同うせり。故に下級使用人に對する社會的注意 (public care) の必要缺くべからざるが如く、是等の薄給教員に對する保護救済の設備が社會上人道に極めて重要なること言を俟たずして明なり。況んや身教職に在る者をして徒に衣食の爲めに其心身を勞せしめ、延て其大任を閑却せしむるが如きは、國家の大計を誤れるの甚しき

ものならずや。

是に於てか、斯る薄給教員に對する救濟保護の計畫は屢識者の間に研究せられたり。殊に彼等が老朽職に堪へざるに至り、或は不時の疾病災厄に因りて廢疾に歸したる場合に、之に對して年金を給與せんとするが如き計畫は既に永き研究の宿題なりしなり。而して又一方には知識の程度に於ては固より労働者と同日の論に非ざる教員各自の團體は、保險の方法を利用して相互の救濟を計らんとするの議を起し、此議論は國民教育協會(National Education Association)の歡迎する所となり、爾來此協會の委員會に於て慎重に研究せらるゝことゝなれり。

翻て千九百年の統計に據れば、北米合衆國に於て小學校教員の數四十四萬六千三百三十三人を算し、内男教員十一萬八千五百十九人、女教員三十二萬七千六百十四人なり。

是等教員の數は漸次増加の傾向を有し、各州に於て教員の數と其州の年齢二十四五歳の者の人口との比は逐年増加しつゝあり。

而して尙此教員數の増加を精細に觀察する時は、男教員の數は逐年減少し、女教員の數逐年増加するの狀態なり。

此の如き狀態は果して教育界に如何なる影響を與ふるものなりや、將又何に因りて此の如き現象の顯はるゝに至れるや、是れ國家的社會的に重大なる問題なり。之が解決に光明を點せんが爲めに吾人をして進で彼等の狀態を説かしめよ。

彼等の俸給は如何。之を労働者に比するに、労働者は一ヶ年に於て五十週間労働する時は、其得る所小學校教員の獲る所を越ゆるに至るべし。而も労働者は只肉體的労働のみに依りて是等の賃銀を得るに反し、教員は男教員にても女教員にても等しく。彼等が教員となりて

俸給を得るには先づ相當の資格を要し、例へば學校修業證書又は實地の經驗を有すると云ふが如き條件の存在を必要とし、此外尙其體面を保つに必要な相當の衣服も、彼等が自ら調製せざるべからざるなり。之を夫のシャツ一枚、ズボン一枚の労働者が聲を擧げ、手を延ばし、足を動かし、而も相當の賃銀を得るに比して孰れぞや。

されば或學者は憤慨して此點を指摘し、教員は賤民 (Proletarians) なりと言へり、語固より極端なりと雖とも又同情を寄すべき理由なきに非ざるなり。

殊に最近に於ては小學校教員の職業組合 (Public teacher's trade union) を組織せる事實あり、其組織は労働者の組織する労働組合 (Trade union) に範を採りたるものなり、故に此組合の主義目的の善良なるに拘はらず、一部の人士は叫んで曰く、是れ教員をして労働者と伍せしむるものに

非ずやと。

今各地に於ける教員の俸給の最小額を擧げんに、

パリントン	年額	二一六 ^弗
ポストン	同	五五二
サンフランシスコ	同	六〇〇

なり、尙田舎に在りては、

ミチンタ	年額	男教員	三二〇—四五〇 ^弗
		女教員	二〇〇—四五〇
アイオワ	年額	男教員	一八〇—三〇〇
		女教員	一四三—三六〇

なり。

上記の如き薄寒なる俸給に衣食する教員は、一方社會の發達と共に

物價の騰貴と生活上の必需の増嵩を來し茲に益諸種の物質上の缺乏を訴ふるに至れり從て向上心ある青年は焉んぞ斯る窮境に甘んせんやと蹶起して他の有望なる事業に移らむとし教職は只立身の途中に於ける階段に過ぎずと思惟する者多く此の如くにして有望なる小教育家は皆飛躍して他の職業に轉せんとし遂に一人も終生其職に専心従事するの熱誠を有するものなきに至るべく偶十年一日の如く其職に在る者は到底他の職に轉する能はざる凡庸の徒に非ずんば病餘の癡人なり而も兒童の増加と教育の普及は益之を要求するを以て彼等の欠飲は斷えず之を補充せざるべからず是に於てか女教員之に代るに至る男教員數の年々減少し女教員數の逐年増加するは實に以上の情況より來れる當然の結果に非ずや。

嗚呼此の如くにして秀才去り凡骨と病者と女子殘る國家の將來を

形成する小國民の教育は實に斯る凡骨と病者と女子との手に委ね去られて人は尙晏然たるを得るや北米合衆國に於ける識者の之に關して熱心に研究すること亦宜なりと言ふべきなり。

恰も千九百五年富豪カーネギー氏 (Andrew Carnegie) が一千萬弗を捐出して大學教授に對する年金を創設するや此偉大なる企畫は深く人心を刺激し小學校教員に對する年金創設の議は再び勃興し更に歩を進めて教員に對する救護の必要なる點は特に其疾病及び老癯の際に於ける救濟なりと斷定し其内疾病の救濟は相互の救濟組合に依りても達し得らるゝも老癯に關する施設は到底私立の小保險組合の如きものゝ達し得る所に非ざるを以て須く數層確實なる基礎の上に數層大なる資金を以て行はざるべからず即ち國家的公立的の年金保險を創設するの必要目睫の間に迫れりと論ずるに至れるなり。

當時存在せる教員各自の救済組合 (Mutual Benefit Association) を舉げんに、

一、疾病及び死亡に際し一時的の救助をなすもの

パルチモーア、セントルイス、シンシナタイ、クリーヴランド、バファロー、サンフランシスコ、セントポール等の Mutual Benefit Association 即ち之にして、各會員は入會料として一弗より二弗を拂込み、毎年一弗より五弗の會費を支拂ふべく、又特に必要に應じて課税的に追徴せらるゝことあり。

而して其救済は疾病及び死亡の場合に限るものにして、疾病の際には一日五十仙より一週十弗までの範圍に於て療養料を給し、死亡せる場合には葬儀費として各會員より一弗宛醸出したるに相當する金額を拂渡すことゝ定めたり。

二、退職年金を給するもの

ニューヨーク、ボストン、パルチモーア、マサチューセッツ等に存する救済組合即ち之なり。

是等の救済組合は各會員をして入會料として三弗乃至五弗を拂込みしめ、毎週五弗乃至六弗を支拂ふべきことを定む。

而して年金受領の資格としては、廢疾の爲め退職する場合には二年以上又は五年以上在職を必要とし、任意の退職の場合には三十五年又は四十年の在職を必要とせり。

此外ハリスバーグ及びノーウィッチにも同様の方法行はれ、フィラデルフィアに於てはエルキンス資金 (The Elkins Fund) と稱する百萬弗の基金ありて、之に依りて小學校教員の老廢又は窮乏に關する救済を行へり。以上は皆純然たる相互的の救済組合にして、フィラデルフィアの慈善資

金の外は皆各教員より費用即ち保険料を取立つるものなるが故に、延滞者多くして組合の維持困難に陥れるもの少なからず、是に於て此延滞を防がんが爲めに法律を制定し、救済組合に對する醸出金は俸給支給の際に差引徴收するを得べき旨を規定すべしとの議論起り、一時教育界の問題となりしも、法律を以て此の如き私法上の事項を強要するが如きは穩當に非ずとの議論大部を占め、此事は實行せられずして終り。

延滞の夥多は依然たり、之に因て救済組合の維持は愈困難ならんとす、識者は如何にかして適當なる方案を發見せんとするに苦心し、終に茲に一新法を工夫せり。即ち教員の醸出する金額の外に尙財源を認め、此財源には州の收入の一部を充當することを認めたり、此の如ければ教員の受くる救済も自ら厚きを得べく、而して之れと同時に教員の

醸出する金額は俸給を支拂ふ際に於て差引徴收することを得べしと定むるも決して不穩當ならず。ニュージャージー、オハイオ、カリフォルニア、イリノイスに於ける法律は即ち此の如く定めたり。

イリノイスの法律に據れば、此經營の管理は九人の委員より成り、文部大臣 (Secretary of the Board of Education) 文部省高等官二名、其他の六名は教員中より選出せらるゝものとす。

而して教員は凡て之を左の四級に別つ。

- 第一級は五ヶ年間以内教職に在りたる者
 - 第二級は五ヶ年以上十ヶ年以内教職に在りたる者
 - 第三級は十ヶ年以上十五ヶ年以内教職に在りたる者
 - 第四級は十五ヶ年以上教職に在りたる者
- 第一級の教員は毎年五弗を醸出すべく

第二級の教員は毎年十弗を醸出すべく
 第三級の教員は毎年十五弗を醸出すべく
 第四級の教員は毎年三十弗を醸出すべく
 而して是等の金額は皆俸給中より其支拂に先つて控除せらるゝもの
 とす、若し教員にして轉職又は免官等に由りて脱退する時は、其醸出
 金全額を回復することを得べく、又再び復職したる時は、前回復額に四
 朱の利子を附して返還し、引續き毎年一定の保険料を支拂ふ時は、従前
 の如く年金受領の権利を取得するものとす。
 次に年金は如何なる場合に支拂はるゝやと云ふに、先づ教員が小學
 校に於て三十五年間教職に従事したること、或は十五年間教職に在つ
 て後廢疾となりたること、而して尙其期間の五分の三は市の小學校に
 於て教鞭を採りたることを要件とせり。

又年金の額は、二十五年間在職者の退職年金は年額四〇〇弗とし、十
 五年間在職者に對する廢疾退職年金は年額四〇〇弗以下とし、共に其
 勤續の年限に由りて其金額の高低を定むるものとす。
 此經營の收支の狀況は市の出納役の監督する所たり、又此年金は教
 員に對する債權者の爲めに差押へらるゝことなきを保障せられたり。
 之を要するに、イリノイスに於ける此法律は、従前存在せる教員各自
 の救濟組合に一段の改善と進歩とを試みたるものにして、其進歩改善
 の要項左の如し。
 一、救濟の財源に付き會員の醸出保険料の外に財源を認め、州の收入
 を以て之に充て、以て救濟の完全を圖りたること。
 二、教員の醸出金は俸給支拂に際して差引徴收するの権利を認め、之
 に依て延滞を防ぎ組合の基礎を鞏固ならしめたること。

三、財政の整理に付き市が監督者として之が監視に當れること。

此の如きは、獨りイリノイス其他前掲の諸州のみならず、ボストン市に適用せらるゝマサチューセツツ州の法律、プロヴィデンス市に適用せらるゝロードアイランドの法律、ニューヨーク及びワシントンに行はるゝ所の法律皆同主義を採用して其規定を作るに至れり。

然るに前記の制度は更に其完全を圖るの必要あるを認められ、各市に於ける小組合の分立的經營より發達して、遂に地方政廳の手に依りて直接に管理經營せらるべき國家的公立的施設の成立を見るに至れり、即ち千九百二年のメリランドの法律之なり。

此法律に依れば此州の小學校及び師範學校に於て二十五年以上教職に在りたる者は、其六十歳に達したる時に於て精神上身體上の老衰の爲め爾後教職に従事すること能はざる状態に至りしときは、其在職

中別に非難を聞かざりし場合に限り、其氏名を州の文部省 (State Board of Education) に通知し、州の教育局に於て之を審査し正當なりと認むる時は毎年二百弗の年金を支給す。而して此金額は毎年四期に分ちて市の収入役より支出せらるべし。

此法律に依る年金制度は州自身が經營管理するを以て其實際上の取扱は統一的となり、州内各都市に由り待遇を異にするが如き不一致不公平なく、從て之に伴ふ弊害の絶無なるは寔に一段の進歩を示せるものと謂ふべし。

然れども此年金は州が救濟的に行ふ年金にして、教員は何等出捐をなさざるなり、故に之を以て年金保險と稱するは穩當に非ず、全く國家の恩給制度なり。

國家の小學教員に對する恩給制度は決して不可に非ず、往々斯の如

き問題を等閑に附して教員を救済するの手段を採らざる國家すら稀ならざるを以て、此の如き制度は特筆して之を賞讃すべきものなれども、更に一步を進めて考ふれば恩給制度に基く年金は其受領條件の嚴格なるの缺點を有すると同時に、教員は此恩給を期待して永年の計を爲さず、日々の勤儉を怠りて、得るに従て費消するが如き惡風に流るゝの患あり。

故に一方に年金々額を増加して其救済を完全にし、同時に一方に於ては教員自身にも出捐せしめて、一は勤儉貯蓄を實踐せしめ、一は各自をして安んじて其職に就き熱誠と勤勉とを以て教育の任に當らしむるは更に有効なる政策と謂はざるべからず。

之を換言すれば更に一步を進めて保険の制度を採用し、所謂國立生命年金保険として教員各自より保険料として相當の金額を醸出せし

め、國家は之に對して年金額の補助を爲し、以て完全に救済の實を擧ぐるの勝れるに如かざるなり。

果せるかな、此の如き立論は漸々勢力を得來り、終にデトロイト州に於ける年金保険制度の設定を見尋でマサチュセツ州に於ける法律の改正となりて、教育者に對する救済の方法は、所謂公立年金保険組織に依りて漸く完全と普及とを得るに至れり。

之を要するに北米合衆國に於ける小學校教員に對する救済の方法に關しては、時代の變遷に従て四個の階段を認むることを得べし。第一は教員各自の救済組合(Mutual Benefit Association)なり、然れども此組織は基礎鞏固ならず、即ち延滞夥多にして救済の範圍も亦充分ならざりしなり。第二にはイリノイス其他の諸州に於ける法律にして、此法律に依りて基礎に幾分の鞏固を加へ、差引徴收の方法に依りて延滞は除か

れ、他の財源の供給に由て救済の範圍も比較的充分となり、而して組合は市の監督する所となり、半公半私の姿となれり。是に於てか更に此組織に一步を進めて其完全を圖らむが爲めに、國家的公立的の施設を見るに至れり、是がメリランドの法律にして、實に第三の階段をなすものなり。然れども之れ純然たる國家的の救済施設にして、其精神は一に教員の救済にあれども、其手段に於て純然たる恩給制度なり。從て受領條件嚴重にして、往々受領者の豫期に反する場合なきに非ず、此の如き場合に於ける、彼等の落膽と失望とは實に憫むべきものなり、加ふるに彼等は何等出捐を爲さざるを以て、終に勤儉貯蓄の風を忘るゝ者あるに至る、是れ皆大なる缺點なり。之に於て第四に教員の出捐を前提とし、國家又之に大なる財源を供し、大規模に保險制度を利用せんとするの計畫に達したるなり、茲に始めて小學校教員に對する救済は完

全の域に達せりと謂ふべし。今デトロイト州に於ける公立年金制度を説明せん。

其基金の財源は左の如し。

- 一、寄付金
- 二、教育局(Board of Education)より支出する補助金
- 三、當市に住所を有せざる者の子弟たる生徒の特別授業料
- 四、教員の俸給中より醸出する其百分の一乃至三の保險料
- 五、諸利息

而して此經營は州の教育局の總裁又は教育局員及び教育會議の委員長、市の教育課長及び全教員中より選任せられたる三名の教員を以て組織せらるゝ委員會の掌る所たり。次に年金を受領する教員の資格は三十年間教職に在りたることを要す。其中、二十年間はデトロイ

ト州の同一の學校に教鞭を執りたることを要し、或は二十五年間デトロイト州の各學校に在職せることを必要とす。

若し教員にして二十年間在職の後、心身の老廢に因りて從務不能となりたる時に於ては之が十年間デトロイト州の學校に在職したる場合に限り、全委員の三分の二以上の同意を以て相當の年金を給付することを得。

而して年金額は一般に二百五十弗を超過せざるものとす。又此經營に關する諸種の費用は教育局の負擔する所なりとす。

尙サンフランシスコに於ても之と類似せる組織を以て年金制度を行へり、其基金の財源は、

一、寄付金

二、晝間小學校教員の其俸給額より差引かれたる金額一ヶ年十二弗

三月收五十弗以下の収入ある夜間小學校教員の俸給額より差引かれたる金額一ヶ年六弗

以上を以て其財源とし、其經營の組織は市長、學校長、市の出納役之に任じ、出納役は二年に一回其收支の状況を報告すべきものとせり。

次に年金受領の資格は三十ヶ年の在職を必要とし、且三十年間の保険料の拂込を必要とす、年金額は毎月五十弗とす。

最後に述べんとする所のものは、ポストンに於て適用せらるゝマサチューセツツ州の法律なり、此地に於ては其後年金制度改正の必要に迫られて多少の變更を行ひ、更に千九百八年改正案提出せられ、立法府に於て討議の末、ポストンの市會及び市參事會は之を賛成し、市長は六月二十二日之を市に施行せり。

此新法に依れば普通の老廢退職年金の外に尙小額の年金制度を定

め、普通年金を受くるに足るまでの期間在職せずとも、既に老廢して職務に従事する能はざる者にも小額の年金を附與することとせり。

此方法は教育者に對する救済の方法を一層完全にしたるものにして、一方には之に依りて教員の淘汰を自由ならしめ、教育の刷新を圖るに有効なるものとして稱賛せられつゝあり。

我國に於ても小學教員の保險的救済に關する問題は識者の間に於て全く顧られざるにあらず、數年前帝國教育會の議に上りて全國小學教員の互助會を設立せんとの企畫の一端を耳にせしことあり、而も今や杳として消息を聞かず、教育行政の職に在るの人士、冀くは本編に一顧を與へられんことを。

第五節 獨逸其他の諸國に於ける強制勞働保險

第一款 緒 論

第一項 廣義に於ける勞働保險

廣く勞働保險と謂ふときは勞働者の特種なる經濟上の地位に於て起る所の諸種の事變の發生に際し、勞働者其家族及び其遺族に對し之が救済の爲めに、金錢又は金錢的價值ある給付を行ひ、彼等が該事變の發生に因りて被る所の損害を除却又は輕減する爲めに設備せられたる保險組織を總稱するものにして、即ち勞働者相集まりて一團を形成し、事變發生すれば即ち團體の力を以て之が救済を行ひ、團體に屬する各員は其團體に對して救済を請求するの權利を有するものなりとす。是に於てか勞働保險の要件は第一勞働者が團體を構成すること、第二其請求權が團體に對して成立し、且團體に依りて確保せらるゝこと

に存す。故に若し労働者に對する諸般の設備にして労働者が救済に對する請求權を有せざるものは縦令若干の救済が行はるゝとするも之れ労働保險に非ずして、寧ろ贈與的給付又は慈善的給付に過ぎざるなり。又縦令請求權が存在すと雖とも之が團體の力に由りて生じ且團體の力に依りて保證せらるゝに非ざれば労働保險と稱するを得ざるなり。例へば夫の傭主責任法の規定に由り労働者が傭主に對する請求權を取得するも、是れ寧ろ損害賠償の請求權にして保險上の請求權に非ざるなり。此事項は曩に労働保險の歴史を述ぶるに際しても業已に自ら解明せられたりと信す。

而して次に労働保險の目的とする所の事變に付きても亦廣く諸種の場合を想像することを得べく、今日の發達したる保險制度に於ては獨り労働者の個人經濟的の必需に對するのみならず、其他の經濟上の

負擔例へば婚姻其他一般風俗上及び習慣上行はるゝ所の諸種の出來事に就ての經濟上の負擔に對しても、労働保險の行はるべき範圍ありと謂ふを得べきなり。然れども諸種の事變の中につきて最重大にして且其救済の最切要なるものは、労働者の労働機會 (Arbeitsgelegenheit) 又は取得機會 (Erwerbsgelegenheit) に關する危険及び労働能力 (Arbeitsfähigkeit) 又は取得能力 (Erwerbsfähigkeit) に關する危険にして、此種の危険にして一たび労働者を襲ふときは、常に労働者自身の窮乏困難を來すのみならず、延て一家をして飢寒に泣くの悲惨なる境遇に陥らしむるものなり。然らば先づ労働機會又は取得機會に關する危険は如何なる場合に起生するやと言ふに、

第一、解 雇

第二、労働時間の短縮

第三、事業の中止

なり。是等の労働機會及び取得機會の喪失が労働者の意思に由りて生じたる場合に於ては、固より救済の限に非ずと雖とも、市場の不景氣、又は天候の不良に因り、若くは災厄の爲めに作業場に被害ありたる場合に、彼等が労働の機會を失ひ、或は取得の機會を得ざるが如き、是等の危険に對して、彼等を救済するは、現今未だ殆んど實行せられざるも、而も道理上労働保險の重要な任務と謂はざるべからざるなり。

然れども労働能力及び取得能力に關する危険に至りては、前者に比して其結果一層著大なるものにして、労働生活に伴ひて特種の疾病に罹り、特種の傷害を受け、或は廢疾に罹り、或は一命を失ふに至るは、常見る所唯一に筋骨の活動に依りて衣食する所の者が、一朝労働の不能に陥りて、而も蓄ふるの財なく、療養の道に窮し、醫藥の料に乏しく、空し

く病魔に壓伏せられて復起つ能はざる所の彼等の薄倖なる狀を睹よ、而して妻は疲れ、子は飢ゆるの様を思へば、轉酸鼻に堪へざるに非ずや。而も此の如きが、獨り一家の窮狀たるに止まらずして、終に之が社會一般の健全を害し、民衆の心情を動亂險惡ならしむるの大なるを思へば、是等の危険に對する救済は、労働保險の最重大にして、最切要なる範圍なりと謂はざるべからず。而して現今之に對する設備は、已に稍完全の域に臻らんとせり。

第二項 狹義に於ける労働保險即ち強制

労働保險

前項末段の目的に對し、労働保險を經營するに當りて、其執る所の主義に由りて、労働保險を分つときは、之を二種と爲すことを得、一を任意

主義に據る労働保険一を強制主義に據る労働保険とす、兩者の區別は讀者の已に知る如く保險團體への加入が任意なると強制に基づくとの差違に存し、即ち労働者の相互的組織例へば英國に於ける友愛組合其他の諸國に於ける類似の團體の如き、又は労働者と僱主と共同せる團體例へば多くの事業に附隨せる救済組合の如き、或は民間保險會社が之が爲めに労働者に對する保險を供給するの組織例へば英米獨逸其他の諸國に普く發達せる簡便生命保險事業の如きは前者にして國家が法律を以て労働保險の組織を定め、且一定範圍の労働者を強制して加入せしむるの制度を後者とす。此制度が獨逸帝國に於て創設せられて以來、其利益と効果が他の歐洲諸國に喧傳せられ、之に模倣するもの多きに至れる事實は、曩に之が歴史に於て詳述せる所なり。狹義に於て労働保險と稱するは、即ち此強制保險を指稱するなり。

第二款 強制労働保險の立法の經過

第一項 獨逸に於ける立法

強制労働保險の創設者は實に獨逸にして、其功績は之を皇帝ウイヘルム一世の聰明と、宰相ビスマークの智略とに歸せざるべからず、其立法の經過は曩に記述したるが如し。

而して、此空前の大計畫が實行上幾多の困難に遭遇したるは勿論にして、而も政府の熱心と努力とは優に是等の困難に打勝ち、數年を経ずして漸々其施設の範圍を擴張するを得たり。即ち、

- 一、疾病保險は千八百八十三年六月十五日の法律に依り、
- 二、傷害の保險は千八百八十四年七月六日の法律、及び千八百八十五年五月二十八日の傷害保險擴張に關する法律(Ansdahnungsgesetz)に

依り、

三、農業に關する傷害及び疾病保險は千八百八十六年五月五日の法律に依り、

四、建築傷害保險(Die Bau-Unfall-Versicherung)は千八百八十七年七月十一日の法律に依り、

五、海上傷害保險(Die See-Unfall-Versicherung)は千八百八十七年七月十三日の法律に依り、

六、廢疾及び老衰に關する保險(Die Invaliden-und Altersversicherung)は千八百八十九年六月二十二日の法律に依り、

各種の勞働者の疾病傷害及び老年廢疾に關する保險は其形體の上
に於て茲に其完成を見るに至れり。而して此計畫發表の年より僅に
九年を閱するに過ぎず、當局者の偉大なる手腕は何人も之を賞讃する

に躊躇せざる所なり。

此の如くにして強制勞働保險法は着々實施せらるゝに至れりと雖
とも先例なき立法なるを以て其運用に際し幾多の缺點と故障を生じ、
屢改正の必要に迫られたるは蓋し止むを得ざるの事に屬す。即ち疾
病保險法は千八百九十二年四月十日、千九百年六月三十日及び千九百
三年五月二十五日の法律を以て修正せられ、傷害保險法は千九百年六
月三十日の法律を以て大修正行はれ、廢疾及び老衰保險は千八百九十
九年七月十三日の法律に依りて改正せられ、千八百九十九年七月十九
日廢疾保險法(Invalidenversicherung)として公にせられたり。然れども其
内容に於ては老衰に對する保險を含むこと舊法の如し。

以上連年の法典改正事業の終結と共に獨逸の強制勞働保險は全く
完成の域に達し、強制勞働保險の創設者として列國に其範を垂るゝの

盛況を呈せり。

獨逸に於ては尙此外軍人に對する傷害救済に關する規定あり (Unglücksfürsorge für Beamte und Personen des Soldatenstandes durch die Gesetze vom 15 März 1886 und vom 18 Juni 1901) 又囚徒に對する傷害救済に關する規定あり (Unfallfürsorge für Gefangene durch Gesetz vom 30 Juni 1900) 然れども是等は正當なる意義に於ける保險と稱すること能はざるものにして、只其根柢に於て傷害保險の觀念を存すと云ふに過ぎざるなり。

第二項 諸國に於ける影響

此破天荒の計畫を起し、而も着々實行の緒に就きたる獨逸の強制保險が他の諸國に與へたる影響は實に顯著なるものあり。殊に傷害保險に關しては近世工業の發展に伴ひ、工場に於ける労働者の生活に悲

慘を加へ、之が救済方法に就ては諸國の學者政治家の苦心せる所なり、之を以て獨逸の強制労働保險制度の是非得失の問題は蒼然として當時の思想界を賑かしたりしなり。

然れども當時尙歐洲諸國例へば英吉利、丁抹、佛蘭西、西班牙、希臘、瑞典、露西亞、白耳義等の立法に於ては、是等の問題に關し、僱主の損害賠償の觀念 (Haftpflichtsgedanke) を把持し、即ち損害の場合に於て労働者は僱主に對し損害賠償の請求權を認め、國家は之を保障するに過ぎず、進んで強制傷害保險の形式を採るに至らざりしなり。

而して是等の諸國の執れる主義と雖ども決して其價值なしと言ふべからず。是等の規定は賠償法とは稱すれども、決して民法上の賠償義務と同一ならず、僱主をして其使用人を不測の災禍に對して保護救済せしむるの社會的立法にして、既に一般保險事業が民間に於て普及

發達せる處に在りては、僱主に此義務を強制せば、僱主は保險を利用して此義務に對する自家の安全を圖るべきなり。

獨逸に於ても強制保險制定の以前に在ては、等しく此僱主責任法を有したれども、其未だ不完全なるを覺り、賠償義務の内容を擴張するの改善を採らずして、別に強制主義に基ける勞働保險の途を選びたるなり。

故に上記諸國に於ける僱主責任の觀念は強制保險の道に上るの階段なりとも觀察するを得べく、其國情と勞働者の状態に由り進んで強制保險の制度を採るか、將又完全なる僱主責任法の階段に止まり、一方には又人民智識の自然なる發達に基く任意的保險制度の補助を俟つかの一出づるなり。而して獨逸に於ける強制勞働保險の實際上の好果は延て上記の諸國をして多少の範圍に於て之を摸倣せしむるに

至れりと雖とも、固より獨逸の如き大規模の一般的施設を見るには至らざるなり。其程度に至りては曩に述べたる國立勞働保險の歴史に於て其一斑を知るを得べし。

第三款 強制勞働保險の體様

人若し強制主義を讚して些の缺點なしと言はば是れ誤なり。既に前章國立保險の種類に於て説きたるが如く、強制主義に於ても亦其缺點と長所とを並び認むることを得るものにして、即ち第一には被保險者及び僱主に對し其決斷の自由と行爲の自由に關し、又其經濟上の感情に對し大なる干渉を試むるものなり。而して第二には強制主義を行ひたる結果として、被保險者が危險に對して不注意に陥り易く、又事業主に於ても危險の防止に關して熱心を缺くが如き缺點に關する疑

惑は識者に於ても亦抱かざるを得ざる所なり。而して是等の疑惑は強ち之を以て杞人の憂と爲すことを得ず、現に強制主義を採りたる諸國が一方に於ては其立法を以て如上の弊害を除却せんと欲するの事實に徴するも、蓋し首肯せらるべき所あるなり。

然りと雖とも是等の憂慮は、直ちに之を以て労働者に對する救濟方法として、強制保険又は一般を排斥せしむるに足るほど有力なる根據たらざるなり。何となれば労働者が干渉を要せずして自ら永遠の計圖を爲し、備主が干渉を須ひずして自ら労働者の愛護に勉むるが如き状態は必しも期待するを得ざると同時に、保険の實行の爲めに人意的危険の起生するは已むを得ざる情勢にして、強制の下には此危険が稍多きを免れざるのみ、而も之を以て全然強制保険の利益を没する能はざればなり。

然り而して強制労働保険の實行に當り吾人は直に二種の問題に逢着すべし。即ち一は設備の強制を採るや否や、二は自治の主義を採るや否やの區別なり。

設備の強制(Organisationszwang)と云ふは、加入の強制の外に一定の設備をも強制せらるゝものにして、強制保険は必しも此設備の強制をも伴ふものには非ざること、既に前章に於て説けり。即ち伊太利芬蘭及び和蘭の強制傷害保険に於ては此設備の強制を認めずして労働者を以て公私孰れの保険團體にも加入するを許し、其他の諸國に於てのみ加入の強制と同時に設備の強制をも定めたるなり。

而して此設備の強制を認むる利益として挙げらるゝ點は、

一、設備を自由に放任する時は、其不完全及び不統一を來し、從て救濟の不充分を醸し、本來の目的を完全に達するを得ざるの弊あり、設

備の強制は此弊害を除去す。
 二、殊に被保険者の數増大するときは一層強制設備の必要を感ずると言ふに在り、

次に自治主義(Selbsterwaltung)と謂ふは、專斷主義、官僚主義等に對する主義にして、其最必要を感ずる場合は、労働保險の設備が職業上の關係を以て組織せられたる場合なりとす。此場合に於ては危険の豫防に關し救済の處置に關し、主として職業上の智識と經驗が必要とせらるること大なるを以て、自治の方法を許さなければ甚だ其經營の困難を來すべし、若し夫れ土地との關係を以て組織せられたる労働保險機關に於ては、自治主義を認むる範圍に制限を加へ、或は全く自治を認めざるも必しも前者に於けるが如く經營上の不便を感せざるべし、然れども若し大なる支障の存せざる限り、保險設備に自治の主義を認むるとき

は其當事者たる労働者の精神上に幾多の向上的影響を與ふること争ふべからざる事實なり。殊に近來人文の發達と經濟の複綜を加ふるに當り、國家凡百の組織を常に官憲の行動に依らしむるを廢し、一步を進めて唯國家の監督の下、適當の範圍に於て人民の自治を許すが如きは、尤も適當なる方法と謂はざるべからざるなり。

第四款 強制労働保險の設備

第一項 強制疾病保險

ルクセンブルグに於ては、疾病保險の經營に際し其保險者の任に當る設備として次の三種の組織を認めたり。而して是等の設備は皆法律を以て強制せらるゝ所のものなり、是れ獨逸、奧太利及び匈牙利に於て行はるゝ原則なり。

一、公認せられたる救濟組合(Die anerkannte Hilfskasse)
 二、事業疾病組合(Die Betriebs-od. Fabrikkrankenkasse)
 三、地方疾病組合(Die Bezirkskrankenkasse)

但し加入の義務を有する者が既に公認救濟組合の會員たる場合には、他の保險機關に加入するの義務を免せらるゝも、然らざる場合には、通常事業疾病組合に加入すべく、事業疾病組合なき場合には地方疾病組合に加入すべきものとす。而して此第三種の組合は職業の關係又は土地の關係に由る狭小なる地域的組織にして、第二のものも亦之と類似の觀念に基き第一の救濟組合は主として職業の關係に本づく組織なり。獨逸に在ては強制疾病保險の設備として左の七種の組織を認む。

一、地方疾病組合(Ortskrankenkasse)

二、事業疾病組合(Betriebs-Krankenkasse)
 三、工事疾病組合(Bau-Krankenkasse)
 四、職業組合疾病組合(Innungs-Krankenkasse)
 五、鑛業疾病組合(Knappschafts-Krankenkasse)
 六、登録せられ又は地方の法律に由て設立せられたる救濟組合(Die eingeschriebene oder auf Grund landesgesetzlichen Vorschriften errichtete Hilfskasse)
 七、公共疾病組合(Die Gemeinde Krankenversicherung)

之なり、而して右の内救濟組合の會員は他の疾病保險設備に加入するの義務を免除せらるゝなり。

奥太利に於ても獨逸と同一の組織と原則に據り、公共疾病組合を除き他の六種の組合の一へ加入を強制するものとす。而して各組合の

説明は勞働保險専門の書冊に譲り之に茲を略すと雖とも、要するに同一地方同一職業同一事業等を標準として組織せられたる自治的の小保險團體なりとす。

匈牙利に於ても初は奧太利と同じく六種の組織を有したりしが、千九百〇七年之に改正を行ひ、現時に於ては單純なる統一的組織を以て行へり。

第二項 強制傷害保險

和蘭に於ては傷害保險法に依りて組織せられたる王國保險所(*Verzekeringbank*)ありと雖とも、既に述べたるが如く、此國は芬蘭及び伊太利と同じく設備の強制を認めざるを以て、保險義務者は私立保險會社を利用することをも得、又事業主の自家保險も一定の條件の下に認

めらるゝなり。

伊太利に於ては千八百八十三年設立せられたる國立傷害保險金庫あり、芬蘭に於ても又國立保險所あり。而して是等の外に尙私立保險の設備を認められ、義務者の選擇に依り兩者並存して此保險の實行に當れり。

以上の諸國を除きては皆設備の強制を行ふものにして、那威に於ては國家より保證せられたる公立保險所の設ありて、全國に對し此種の需要に應せり。即ち其所長は直接王命に由りて任せられ、而して各地方の監督官は各地方長官之に當り、其監督に關する費用は半額は地方會計より半額は保險所より支出し、其他の費用は國家の負擔する所なり。而して傷害の救済に關し其公平を圖らむが爲めに勞働者及び僱主を委員として之に參與せしむるの規定も存在せり。

説明は勞働保險専門の書冊に譲り之に茲を略すと雖とも、要するに同一地方同一職業同一事業等を標準として組織せられたる自治的の小保險團體なりとす。

匈牙利に於ても初は埃太利と同じく六種の組織を有したりしが、千九百〇七年之に改正を行ひ、現時に於ては單純なる統一的組織を以て行へり。

第二項 強制傷害保險

和蘭に於ては傷害保險法に依りて組織せられたる王國保險所(*Verzekeringsschik*)ありと雖とも、既に述べたるが如く、此國は芬蘭及び伊太利と同じく設備の強制を認めざるを以て、保險義務者は私立保險會社を利用することをも得、又事業主の自家保險も一定の條件の下に認

めらるゝなり。

伊太利に於ては千八百八十三年設立せられたる國立傷害保險金庫あり、芬蘭に於ても又國立保險所あり。而して是等の外に尙私立保險の設備を認められ、義務者の選擇に依り兩者並存して此保險の實行に當れり。

以上の諸國を除きては皆設備の強制を行ふものにして、那威に於ては國家より保證せられたる公立保險所の設ありて、全國に對し此種の需要に應せり。即ち其所長は直接王命に由りて任せられ、而して各地方の監督官は各地方長官之に當り、其監督に關する費用は半額は地方會計より半額は保險所より支出し、其他の費用は國家の負擔する所なり。而して傷害の救済に關し其公平を圖らむが爲めに勞働者及び僱主を委員として之に參與せしむるの規定も存在せり。

次にルクセンブルグに於ては全國に對し傭主の相互主義に據る保險所を認め、國家の監督の下に自治主義を以て經營せしむるの方法を採れり。

獨逸及び埃太利に於ても國家の監督の下に於ける自治主義の保險機關を認め、職業組合(Berufsgenossenschaft)と稱するもの即ち之なり。

第三項 強制老癆保險

獨逸に於ける強制老癆保險を經營するの機關は、土地の關係に本づきて組織せられたる地方老癆保險所にして、是亦設備の強制と自治の主義に據れり。

第四項 設備の統一問題

以上は強制労働保險の設備に關する大略に過ぎず、其詳細は桑田博士著「工場法と労働保險」拙著「保險學綱要」等を参照せらるべし。只予が茲に一言を加へんと欲するは設備の統一問題なり。

蓋し労働保險の種類に従ひ是等の設備が複雑に組織せられ、従つて之より生ずる弊害少なからざるを以て、近時是等の組織を統一せんと欲するの議が特に獨逸及び伊太利に於て學者政治家の研究する所となれり。即ち之に依りて管理の統一と處置の敏速を來し、又其救済を恰く公平ならしむるの利益は決して少々ならざるべし。現に千八百九十年以來、最初の獨逸保險局總裁たりしベデカー博士の如きは此改良に對する重要な研究と提議を試みたり、然れども此提案は現在の複雑なる組織に對し巨斧を加ふるの莫斷なるを以て、未だ其實行の途に就かざるなり。斯る間に既に匈牙利に於ては千九百七年の法律を

以て新に強制疾病保険を起し、又強制傷害保険を改革し、同時に従來の設備に不統一の缺點あるを認め、全く單純なる統一的の組織を定めたり。

第五款 強制労働保險の範圍

強制保險の適用せらるべき範圍は自ら一定の制限あり。各國の法律は其範圍を定め、即ち加入義務者の外に尙加入權利者を認め、其絶對の範圍と相對の範圍とを規定せり。又獨り労働者に限らず、薄給に衣食する吏員は其經濟上の地位に於て労働者と異ならず、其救濟の必要なること労働者に譲らざるを以て、漸次之を包容するに至れり。而して是等の者の範圍は主として其年收額を標準として之を定め、年收三千馬克以内の吏員又は獨立商工者に之を應用するに至れり、是等の詳

細は戸塚醫學士著「獨逸社會的保險法綱要」桑田博士著「工場法と労働保險及び拙著「保險學綱要」中に記述せられたれば茲には之を略す。

第六款 強制労働保險の救濟

第一項 救濟の方法及び程度

強制労働保險の創設に由り、被保險者たる労働者其他は一定の救濟を受く、而して此救濟に關する請求權は僱主に對するものには非ずして保險機關に對するものたり、又保險機關に依りて保障せらるゝものたるを以て、其安全確實なること固より昔日の比に非ざるなり。而して其救濟の方法及び程度は各保險種類に由りて同じからず、例へば疾病保險に在りては、

一、醫療手當

二、家族に對する金銭上の補助
 三、死亡せる場合に於ける救濟一時金 (Todesgeld)
 を主たるものとし、傷害保険に在りては、

一、傷害に對する醫療手當

二、取得不能に對する傷害救濟年金 (Unfallrente)

三、傷害に因る死亡に際する救濟一時金 (Begräbnisgeld)
 を主とす、而して次に老癯保険に於ては取得不能に對し繼續的に年金を給與するものとす。

第二項 救濟の重複に關する調和

勞働保險は疾病、傷害及び老癯の三種に分るゝを以て、一人にして此三種若くは其二種に加入せるときは重複して救濟を受けざるべから

ざる場合あるべし、故に此の如き場合を調和し、互に相補綴せしめて勞働者の保護を最完全に實行するは至て必要なる事項なり。

而して此重複は先づ疾病保險と傷害保險との間に起ることを想像することを得べし。即ち吾人が傷害に遭ひたるときは即死の場合の外、通常疾病状態に陥るものとす、此の如き場合に於て傷害保險と同時に疾病保險の施設ある國に於ては、一定の範圍に於て之を疾病保險所の救濟に依らしめ、一定期間の経過したる後始めて傷害保險の救濟を行ふことに規定せり。其期間は國に由りて同じからず、獨逸及びルクセンブルグに於ては十四週間、埃に於ては五週間、匈牙利に於ては十一週間の経過を以て傷害保險の救濟を受くべきものとし、其以前は一に疾病保險所の救濟手當を受くべきものとせり。而して若し其期間内に疾病状態恢復したりとせば、疾病保險所は其救濟を止むべきを當然

とす、然れども疾病状態は恢復するも身體の一部に缺點尙存して取得能力は依然恢復せざる場合あらば如何。既に疾病保険の給與止み、而して傷害保険に由る給與は其開始期間の到來せざるが故を以て之を受くることを得ざるの窮状に陥るなり。此缺點は獨逸に於ても屢實際に現はれ來れるを以て千九百年の立法を以て此の如き場合に於ては、疾病保険の救済の止みたるときより、直に傷害保険の給付を與ふることとして之を補ひたり。ルクセンブルグに於ては此の如き場合には尙疾病保険の救済を繼續すべしと規定せり。

次に第二の缺點は疾病保険と老廢保険との間に生ずるものにして即ち疾病に罹りたる者が疾病は治癒したるも取得能力遂に恢復せられざる場合にして、疾病保険の救済已に止み老廢保険の救済未だ到らざるの状態を來すなり。此缺點も獨逸に於て其著しきに苦しむたる

所にして、即ち獨逸に於ては法律に由る疾病保険の救済の期間は最長十三週間なり、而して老廢年金は繼續的取得不能に非ざる場合は、其取得不能の起りたる年の翌年より給與するの規定なり。故に其間は何等の救済をも受くること能はざるなり。

是に於て千八百九十九年の改正老廢保險法に於ては其第十六條に於て此缺點の除去を圖り、此の如き場合には其取得不能の状態の發生せる後二十六週間目より老廢年金の給與を爲すべきことを規定し、更に千九百三年の改正疾病保險法に於て疾病救済の最長期間を二十六週間に延長したるを以て、此缺點は大に緩和せらるゝに至れり。蓋し此種の缺點は之が爲めに更に他の缺點を生じ、特に著しきは當事者が故らに療養を怠りて其救済の一日も永からむことを圖り、以て是等の缺點に抗せんとするが如き惡習を招き、勞働保險の美點を害し又一般

人心を腐敗せしめんとせるの事實は獨逸に取て苦き經驗を嘗めたる所なり。

第七款 強制労働保険の保険料

労働保険の實行を圓滿ならしむる所の主要なる原動力は保険料なり、従て此保険料を何人が負擔すべきや、將た其負擔すべき率額の如何は最重要なる問題なり。

獨逸其他の強制労働保険に於て、先づ其負擔者に就きて言はゞ、保険種類の如何に由りて自ら異れり。即ち疾病保険に於ては保険料の負擔者は被保險者たる労働者及び傭主にして、傷害保険に於ては全部傭主の負擔する所なり、之れ傷害は主として其職業に原づきて起生するものにして、所謂職業危険なれば傭主其責を負ふべきものなればなり。

次に老癈保険に於ては被保險者たる労働者と傭主との共同負擔たり。而して國庫は老癈保険に對し保険料の負擔を分たざれども其年金を給付するに際し補助金を與へて給與額を増加することゝせり。

最後に保険料の率額に就ては各保険種類に由りて、又同一種類に於ても其保険機關の異なるに由りて差別ありと雖とも、其詳細は又他の著書に譲る。

第八款 結 論

第一項 労働保険の効果

以上は強制労働保険の形態及び組織の略説に過ぎざれども亦以て其一斑を窺知するに足らむ、而して此の如き制度が如何に労働者の幸福を増進したるか、は敢て言を俟たざる所なりと雖とも、今茲に三個の

最も顯著なる影響を掲げんとす。

第一 労働者の金銭上に及ぼしたる影響

労働保険が労働者の金銭上に影響を與へたるの事實は、其救済に關する保険料が獨り労働者自身の負擔に非ざるの點に於て直ちに之を認むるを得べし。即ち千九百零六年までに傭主が保険料として支出したる金額は殆んど三十五億餘萬馬克の巨額に上れるを以て見るも、縱令労働保険の創設以來毫も勞銀の昇騰なきものとしても、既に此金額だけは彼等の利益に歸したること明なり。況んや工業の發達と共に勞銀は漸次上騰しつゝあるを思へば、労働保険の創設に由り労働者が如何に大なる金銭上の利益を得たるかは言を俟たざる所なり。フィッポヴィッチ氏の説く所に依れば獨逸に於ける工業主が労働保険に依りて負擔したる金高は全體に於て賃銀の百分の五に當り、株式會社に於

ては其利益の百分の十五弱に當れりと言へり。又以て如何に労働者の金銭上に好影響を與へたるかを知るに足らむ。

第二 労働者の健康上に及ぼしたる影響

労働保険の實施に由りて労働者の衛生状態の改善せられたるは當然なるも、而も之に由りて彼等の衛生思想の發達したるも顯著なる事實にして、惹て一般社會の健康を増進したる効果は決して没すべからざる所のものなり。而して労働保険が特に肺病の鎮壓に効果ありたるが如きは大書せざるべからざる點なり。

獨逸に於ける近時の統計に據れば千八百八十七年以來國民の死亡數漸次減退するの傾向を示せり。此現象は必しも労働保険の創設を以て唯一の原因と爲す能はざるべきも、少くとも之が其有力なる一因子たるは疑を容れざる所なり。即ち千八百五十一年より千八百八十

六年までに於て死亡者の數(死産を含む)は、人口千人に付き千八百六十年を除くの外二十六人以上にして、千八百五十一年、千八百五十六年、千八百六十年、千八百六十二年、千八百八十一年を除くの外二十七人以上なりしに、千八百八十七年に於ては以上の數字は二を減じ、人口千人に付き二十五人六分を示し、其以後再び二十六人以上に上らざるなり。而して千八百九十三年以來は、常に二十四人より少く、千八百九十八年以來は内二年の例外を除き、他は常に二十二人以上より少きの現象を呈せり。

第三 一般社會政策上に及ぼしたる影響

勞働保險の創設に依り一般社會政策上に美果を齎したるは又忘るべからざるの點なり。即ち之を勞働者の方面よりすれば、彼等が自營自營の觀念を起したる事實にして、勞働保險は貧民救助の法に非ず、縱

令加入の際に於ては之を強制すと雖とも、其經營の上に於ては純然たる相互主義を採るを以て、彼等は徒に他人の恩澤に依りて救恤を受くる所の乞丐窮民の徒には非ざるなり。此種の觀念は雜然たる彼等の頭腦を一掃して、之に自治自營の信念を與へ、從て又彼等の思想が意味なき極端に馳るの虞なくして、自ら温健着實の風を成し、加ふるに勞働保險が自治主義を認むるを以て、彼等が或程度に於て其事務に關與するが爲めに、彼等の社會的感情及び社會的義務の觀念を向上せしめたり。而して之を僱主の方面よりすれば、其社會的觀念は自ら之に依りて涵養せられ、此保險の創設に因りて、彼等の負擔は重きを加へたるにも拘はらず、益此種の設備の必要と利益を唱導するに至れるは、又特筆するの價值ありと謂はざるべからず。

第二項 將來に於ける擴張問題

獨逸其他の諸國に於ける強制労働保險の狀況は以上の如く、之が社會の改善と人民の幸福に寄與する所甚多なるは言を俟たざるなり。然れども臚を得て蜀を望むは人情の常にして、之を社會問題の見地よりすれば、労働者に對する保險制度は尙未だ盡さざる所並に足らざる所少からず、將來其欠缺を補修して國民救済の完全と周到を期せざるべからずとするの論は屢識者の口より洩るゝ所なりとす。

即ち第一には職業傷害に因りて死亡したる労働者の遺族は繼續年金を給與せらるゝと雖とも、若し職業以外の原因例へば日常の傷害又は疾病に罹りて死亡せる場合には、其遺族は何等年金の給付を受くることを得ざるの缺點あり。此缺點を補はんが爲めに、近時所謂寡婦及

び孤兒に對する救済の計畫起り、其方法に關し學者政治家の論評する所類々たり、即ち *Witwen-und Waisen-Versicherung* の問題之なり。

第二には労働者が自己の意思に由らずして其職を失ふ場合に對する救済にして、既に本節緒論に於て説きたるが如く、労働者救済の問題として重要な地位を占むべきものなるを以て、從て今や其形態組織の研究盛なり。所謂失職保險 (*Arbeitslosenversicherung*) と稱するものなり。

第六節 獨逸に於ける國立火災保險

國立火災保險所が行ふ所の火災保險は、其保險契約上の効果に就きては、私立火災保險會社の契約する所のものと大體に於て異なる所少しと雖とも、其事業の經營に關しては根本的に大なる差異を見るなり。

先づ火災保険契約の成立に付きて之を見るに、一般私業保険に於ては當事者の同意に因りて保険契約は成立すれども、國立火災保険に於ては然らず。若し強制權の存在する場合に在りては其地方の人民は其意に反しても火災保険契約の締結を見るに至るべく、即ち契約の成立は法律の結果として當然現はれ來るなり。若し強制權は存在せず只國家が獨占を行ふ場合に在りては保険契約は合意に由りて行はるること民業の場合と同一なり。次に異なるは國立保険の活動範圍は主として地方毎に限局せられたる法定の地域なるも、私立保険に在りては其免許の効力ある限り、如何なる陸地、如何なる海上を問はず、國內と國外を論せず、東西南北に其活動の範圍を求め得るにあり。但しバイエルンの如く中央國立保険局を有し、全國の火災保険を統轄經營するが如き場合に於ては、其法定範圍稍廣大なりと雖とも、例へば夫の

プロイセンの諸市に於ける火災保険組合 (Societät) の如きに在りては其活動の範圍僅に其市府に於ける建物に對して行はるゝに過ぎざるなり。

是を以て國立保険には獨占權を認むることあり、即ち其法定範圍内に於ては獨占的に保険契約を獲得し得るの權能を與ふる場合あり。或は又強制權を認むることあり、即ち其法定範圍内にある建物は凡て保険せざるべからず、而して必ず此國立保険所に保険せざるべからずと定むる場合もあるなり。

又私立保険に於ては危険の程度の極めて高きものに對しては保険契約を拒絶するの傾あり、此の如きは營利を目的とする私立會社に取りては其生存繁榮の爲めに必要なる處置たることあり、殊更に危険の高率なる被保険物を貪りて損害を招き、破産に陥りたる火災保險會社

は吾人の屢目睹したる所なり。然れども危険の選擇を極端に貫徹せんとするときは火災保險の恩澤を蒙ること能はざるもの多く發生し、殊に一國の火災保險會社が一たび異常なる大火に遭遇し、多大の支拂を餘儀なくせられて戦々兢々たるが如き状態に於ては、過度なる神經的選擇を行ふの結果、通常の場合に於ては契約を引受けられ保險の恩澤に浴するを得べき物件さへも空しく排斥せらるゝが如き奇觀を呈するは既に吾邦に於ても其例あり。

「私立保險の缺點を補ふべき使命を有せる國立保險は常に此の如き不幸なる物件の占有者を保護するの道を探らざるべからざるは言を俟たざるなり。是に於てか受諾義務の規定を生ず。受諾義務とは曩に述べたる如く極めて危険なる状況の下に在る物件の外は縦に諾否の選擇を許されざるの意なり。」

此の如く一方に範圍に廣狹を畫すれば一方には獨占を許し、一方に強制を認むれば一方に受諾義務を強ふるが如き、皆是れ私立保險の缺點と弊害に鑑み、國立保險の權利と義務とを平均せしむる所以にして、火災保險事業の興廢が國家社會の安寧と利益に至大なる關係を有するにも拘らず、從來私立火災保險事業の不始末不信用の結果が、個人と社會に大害を及ぼしたるの實情に照し、終に火災保險事業の國立經營が云爲せらるゝに至れるなり。

經濟學者として又保險政策學者として有名なるワグナー教授は其保險論に於て極力公立火災保險事業を賞揚せり。其論點を紹介すれば左の如し。

第一、公立火災保險は保險の普及に利あり、殊に小額にして又危険率高き物件に保險の保護を與ふるを得ること國民經濟上最重要

なる効果あり。營利會社は兩ながら之を避け、相互會社は成るべく富裕者の善良なる危険を選択せんを欲し、獨り小規模なる相互組合は此需要を迎ふるに適すと雖とも多くは基礎薄弱にして確實を保し難し、是に於てか大計畫の公立火災保險のみ獨り此恩澤を與へ得るなり。

第二、公立火災保險は故意若くは不注意なる超過保險を防止するに利あり、被保險者の輕忽惡意、保險者及び其代理人の慾念は、國家社會に非常なる損害を與ふるの原因たる超過保險の成立を助け、營利保險に於て此弊害猖獗を極むと雖とも公立火災保險には此弊なし。

第三、公立火災保險は正理公道と神速を以て保險契約上の權義を處理し又不道理なる保險金の支拂を排斥す。

第四、公立火災保險は支拂能力に於て勝れり、而して之に關して又次の二個の優點あり。

第五、公立火災保險は危険の豫防鎮壓に便益を有す、是れ從來存在せる建築取締及び火災警察と最密接なる連絡を有し得ればなり。

第六、保險金支拂の能力は先づ損害發生時に於ける資産の豊富なるに懸り、次には既往の保險料より生ぜる準備金將來に於ける保險料收入の見込及び相互會社に於ける追徴金並に再保險の授受に關係し、會社資本の多寡も亦與て力あるべし。然るに獨逸の實際に於ては民業保險會社の資産が其責任額に對して充分なりと言ふ能はざるが如し、然れども此般の事情は姑く措き、株式會社の主要なる弱點は經費の増高と、株主配當の多からんことを望むの餘り、火災の僅少なりし年度の利益を積立つるに吝なるにあり。

獨逸に於ける公立火災保險は之に比して遙に多く用意する所あるなり。

第七、公立火災保險は安價なり、株式會社は經營の着實を失し、廣告料紹介料等に費用を投ずること多く、相互會社に比して大に不經濟にして従て被保險者の負擔大なり、然れども公立火災保險は相互會社よりも更に經濟的にして、此の如き冗費を要せざるのみならず、多くは地方官公衙を利用して其業務を行ふが故に、最安價に火災保險を供給するを得るなり。

第八、公立保險は所謂役人風を以て人民に臨むが故に公衆に對して愛嬌と親切を缺くとの非難は常に聞く所にして、一理なきに非ずと雖とも、近來公立事業にも此點に於て改善せる所あり、且民間業者の愛嬌と親切は却て其弊害の方面に露呈し、代理者の戸々勸

誘の如き火災保險に於ても亦生命保險に於けるが如く親切に過ぎたり。

私立保險業者宜しく一矢を酬ひざるべからざるなり。

予は是よりして火災災害並に家畜の保險を國營とし、國立保險の政策を執ること最盛なるバイエルン王國に於ける公共火災保險の一斑及び普魯西に於けるフイエルクエテート (Feuersociät) の組織を説明せん、とす、バイエルンの王國火災保險所は創立以來既に百有餘年を経過し、其間幾多の改善と進歩を得て今日に至れるなり、次に其組織の要領を掲げん。

第一、保險の目的は建物牆壁寺鐘屋時計大風琴祭壇其他工場製造所の諸設備特に機關機械類にして、建物中保險より除外せらるゝは、百馬克以下の建物、見世、建築小屋、石油庫、火藥製造所、火藥庫、煙火

製造所、綿火薬其他の爆發物を製造又は貯藏する建物、並に孤立せる要塞建造物等なりとす。

第二、保險加入は一般には被保險者の任意なりと雖とも或種類の建物に對しては法律を以て加入を強制せり、例へば國有又は公有の建物、寺院、學校等の如し。

第三、建物は之を他の保險所又は保險會社に保險せしむるを得ずとし以て實際上の獨占を行へり。

第四、保險の脱出又は保險金額の減少は抵當權者の同意を経ざるべからず。

第五、建物の價額は王國火災保險技師(査定員)又は其助手若くは公許建築家の鑑査に依りて之を定め、鑑査者は宣誓を以て其確實なるを證言するものとす。

第六、填補せらるべき損害は建物又は其附屬物の火災及び其消防の爲めに發生したる一切の損害にして、雷火の損害も亦填補せられ、破裂爆發の危険も亦保險所に於て引受くることを得。

第七、保險所の業務は其公共的性質よりして、從來各地々方廳警察署、裁判所等の幫助を以て地方分權的に之を執行せしが、又其統一を得んが爲め、近時に至りて首府ミュンヘンに王國保險局と名くる中央官衙を設け、局長、參事官、技師長、書記、主簿、檢算以下の吏員を置き、諸般の統轄的事務を行ひ、各地に技師を駐在せしめ、危険測定及び損害調査の事を執掌せしむ。

又普魯西に於ける *Societät* はベルリン、ブレスラウ、ステッチン、トルンの諸市、並にオストフリースランド、カッセル、ヴィースバーデン及びシグマリングンの諸領に於て存するものにして、強制權を認められ、又一方に受

諾義務を有するものなり。

ゾチエテートは一方に斯る義務を有するを以て、他の一方に諸種の便宜を供せらるゝなり、例へば郵税の免除(Postalfreiheit)を受くるが如し。(但近來此特權廢せられたり)又其吏員は官公吏の資格を有して相當の待遇を受け、其職務を行ふに當りて必要な場合には官衙又は公衙の補助的盡力を仰ぐの權利を有するなり。

ゾチエテートは又印紙税を免除せらるゝの特權(Stempelfreiheit)を有し、且事務執行上爭議の發生したる場合に於ける裁判費用を免除せらるるの特權(Sportelfreiheit)を有せり。

或ゾチエテートに於ては、其所管區域内の各町村區長をして火災の發生に際し其場所と損害に關する報告書を該ゾチエテートの機關に提出せしむるを得、又各地方の警察官に對しては火災發生の原因及び

損害の極度に付きて其報告を求むるの權利を有せり。

其他被保險者とゾチエテートとの間に發生する所の法律上の爭議に就きては、審判者として裁判官の立合と審判を求むるの權利を有し、又場合によりては各地方の建築師又は官廳技師の出張を求め、之をして係争建物の評價を爲さしむるの權利をも有するなり。

凡てのゾチエテートは其收支計算書財産目錄等を發表するに際し、無代にて官報紙上を利用するの便宜を與へられ、又市街地價の評定に付きてはゾチエテート及び其他の國立火災保險所の認定評價は所謂公定標準として採用せらるゝなり。

ゾチエテートの多數は其經營の範圍を所謂單純危險階級にある建物に限るを常とす、即ち住宅、小工場、農業場、其他之に類する危險の少き保險を取扱ふもの多し、然れどもゾチエテートの中には其外に大規模

の工業及び商業に属する例へば倉庫工場土蔵の類を引受くるものあり。又動産の保険を引受くるゾチエテートもあり。然れども動産に對しては受諾義務の効力及ばざるものとす。

保険期間は各ゾチエテートに由りて異なれども通常三年乃至六年の間を上下す。而して其期間の経過する四週間以前又は定められたる期日までに何等の告知なきときは契約は當然繼續するものとす。

ゾチエテートに於ける受諾義務の範圍は區々たるも大體に於ては左の建物に對し之が免除せらるゝに過ぎざるなり。

- 一、建築方法著しく劣等なる建物
- 二、火災が警察の力を以て防火するに困難なる建物
- 三、不完全なる支柱に依りて立てる建物
- 四、發火危険の著しき工業を經營せる工場

五、早晚取壊を定められたる建物

六、建物所有者の人格上發火危険多き建物

七、建物住居者の人格上發火危険多き建物

八、建物の所有者破産し土地が競賣に附せられたる場合

九、建築價格百馬克以下の建物

十、贅澤式建築物

十一、非常に高價なる美術的價格を有する建物

戦争の際又は攻圍中に於ては受諾義務の効力を停止しゾチエテートは凡ての危険に對して契約を拒絶するを得るものとす。

終に臨み獨逸に於ける國立火災保險の現狀に付き千九百六年に於ける統計の示す所を掲げんとす。

第一、保險契約高

甲	普魯西に於て	
1	不動産の火災保険	二七五七一〇八八、二八〇 ^{馬克}
2	動産の火災保険	六〇五六、八四五、七四二
	合計	三三、六二七、九三四、〇二二
乙	普魯西を除きたる以外の全獨逸國に於て	
1	不動産の火災保険	二九、四九一、一八一、二四四 ^{馬克}
2	動産の火災保険	六、三六一、〇四〇、八一〇
	合計	三五、八五二、二二二、〇五四
丙	獨逸全體に於て	
1	不動産の火災保険	五七〇、六二二、六九五、二二四 ^{馬克}
2	動産の火災保険	六、四一七、八八六、五五二
	合計	六三、四八〇、一五六、〇七六

第二	收入	
1	普魯西	五六、八三八、三七六 ^{馬克}
2	普魯西を除きたる全獨逸國	四一、六四二、一六二
3	全獨逸國	九八、四六二、五三八
第三	支出	
1	普魯西	五〇、九九一、〇五一 ^{馬克}
2	普魯西を除きたる全獨逸國	三四、三一四、三一
3	全獨逸國	八五、三〇五、三六二

第七節 獨逸聯邦に於ける國立雹害保險

我邦に於ても降雹の爲めに作物を害せらるゝことは、往々各地に其消息を聞くこと無きにあらざるも、之を歐洲諸國に比すれば殆んど言

ふに足らず、故に雹害保険に關する記述に筆紙を費すは我邦に於て稍不急なる閑談に耽るの感なきにあらずと雖とも、霜害、蟲害、水害、風害、旱害の如き農作物の收穫に對して甚大なる影響を與ふるもの、尙此外に少からず、其潛勢は常に宇宙の奈邊にか伏在して地上を瞰下しつゝあり、是等の災害に對して農民を保護し、延て國富の増長を圖るに屈強なる農業保險の問題は、我邦に於ても決して輕々に付せらるべきものに非ず、古昔には却つて屯倉、義倉、備荒貯蓄等の制度ありしにも拘はらず、維新以來之を閑却し農民日に窮境に陥らんとせり。明治十九年の春、ペー・マエット氏農業保險論を起草し、痛切に農業保險の必要を説き、仔細に其方法を指示して之を政府當局者に勧めし、願われず、此論文は明治二十三年邦文に譯せられて江湖に紹介せられし、世人は之に向つて多くの注意を拂はざりしに似たり。而して之に先ちて明治十三年

時の大藏卿今の隈伯マエット氏の建議に基きて備荒貯蓄法を制定し、之を全國に實施せしが、幾もなくして廢止せらるゝに至り、爾來十數年而も農本の我國に於ける農政の要目たる農業保險の施設と講究とは、全く地に委するに至れるは、吾人の怪訝に堪へざる所なり。而して雹害保険は農業保險の一部類にして獨逸に於ける國立保險の如きは其頗る發達したるものなり、茲を以て之が概要の記述は、我國に於て沈睡せる農業保險の問題に一活を與へて或は此種の政策の振興に資する所あらんと期待すればなり。

歐洲諸國の住民は昔より降雹の害を恐るゝこと甚しく、密雲暗愴として重來し、閃電轟々として耳を劈くに至りては之を以て天神の赫怒なりと信じ、供物加持祈禱の類を以て之に伴ふ所の強雹を免れんと欲したり。是れ畢竟歐洲諸國に於ける雹害の猛烈なるを證するの事實

にして近代火災海上の保険の發達に鑑みて之を電害の救済に應用し、既に十八世紀の中葉に於て英獨佛等の諸國に之が設備を見るに至れり。然れども初は固より地方の小區域に於て行はれたる相互的救済の組合に過ぎず、千七百八十年蘇格蘭に設立せられたる電害保險會社こそ稍大規模なる會社の嚆矢なりしなれ。

獨逸に在りては千七百九十一年ブラウンシュヴァイヒに始めて相互保險會社を見たりしも、暫時にして倒れ、千七百九十七年に今尙繁榮せるメクレンブルヒ會社創立せられ、爾來多數會社の興仆に接せしも、要するに電害保險も亦家畜保險の如く株式組織の大會社は之に適せずして、地方的の相互會社又は相互組合が寧ろ成功を遂ぐるが如し、即ち千九百年に於て獨逸に存在せる民業會社中二十は相互組織にして五は株式會社なり。

此の如く民業の電害保險會社も亦相應なる發達を遂げたりと雖も、一方に於て多數の地方的小組合は固より總ての時代に亘りて存在し、殊にバイエルンに於ては千八百三十一年地方電害保險組合の設立に關する法律を發布し、常に此保險の普及を奨励したるを以て、千八百八十四年に至りては王國內の地主にして公私の電害保險に加入せる者一萬二千六百人、即ち全地主數の百分の二五に及び、其契約金額二千六百萬馬克に達せり。形勢此の如くなるを以て、同年法律を制定してバイエルン王國電害保險所を設置し、公共の事業を開始するに至れり。其設計の概要左の如し。

(一) 保險加入は全く任意にして民業と並立せしむ。

(二) 保險料は確定にして追徴義務なく、毎年三月一日保險年度の始に支拂義務發生するも之が徵收は十月收穫後とす。

(三)事務は總てバイエルン王國建物火災保險所に附屬せしめて之を行ふが故に經費を要すること最少し。

(四)國庫の補助は毎年四萬馬克として千八百九十八年以後は毎年二十萬馬克とす。

(五)基本金を百萬馬克とし其利子毎年四萬馬克は之を積立金とす。

(六)積立金は必要なる場合には其現在額の四分の一を限り損害填補に充當することを得。

(七)保險料収入と國庫の補助金を以て尙損害の金額を支拂ふに足らざるときは評價せられたる損害額を其八割まで削減することを得。

(八)保險料収入と國庫の補助金を以て尙前項に據る八割の額を支拂ふに足らざるときは積立金の四分の一を以て之に充當す。

(九)損害の評價は老練なる實際家の地主をして之を行はしむ。

(十)各行政區劃に屬する保險所の組合全員及び農會よりは一名宛の代表者を、王國政府よりは其事務官一名を出席せしめ是等を以て委員會を組織す。

此法律は三月一日より施行せられ以來バイエルン王國の農事に於ける數十年來の欠缺は補足せられたり即ち之に尋で普通保險約款を規定し、諸般の書式、保險の目的、收穫價額、保續階級、各地雹害の階級、果實の階級、其他重要な事項を定めたる中に就て、超過保險を防止せんが爲め、各地方に於て栽培せらるる諸種の果物に對する收穫價額を、當該郡縣と協約して八箇の階級に區分したるが如きは非常なる煩勞なりしと雖も、而も之れを以て充分其目的を達するを得たるなり。何となれば保險契約者が任意に高き保險價額を定むれば、之に相當する保

險料を支拂はざるべからず、而も事故發生に際しては實際の損害額のみを補填せらるゝに過ぎざればなり。

保險所の存立を危殆ならざらしめんが爲めには、各地に於て引受くべき保險金額に一定の制限を置けり。是れ電害保險の繁榮は殊に危險の良好なる分配に俟たざるべからざればなり。而して之には果實の種類と其害せられ易き程度を參酌せざるべからざること無論にして、保險所の事業が擴大せらるゝに連れて、此制限も亦漸々擴張せらるること亦固より言を俟たざるなり。

予は之を以て電害保險の記述を終らんとするに臨み、千八百九十九年バイエルン保險局の編纂したる報告中より左の數言を掲出せんと欲す。

火災電害兩保險所の制度は常に唇齒輔車の關係に立てり、後者は

前者に依りて經費を節約し、前者は損害發生の機會を減ず、是れ世人は電害に遭ふも産を破らず、産を破らざれば依然として其家居を愛護すればなり。

是れ豈火災電害の保險のみならんや、凡ての保險は常に唇齒たり常に輔車たるなり。

第八節 獨逸聯邦に於ける國立家畜保險

家畜は運輸と農事に必要にして、吾人の被服食料に缺くべからず。加之諸般の製造原料に大なる幫助を與ふる所の貴重なる財産なり。故に之が保險を行ふことは農業の發達を助け、牧畜の隆盛を招き、工業を助長し、商業を進歩せしめ、且一朝國家の急に應せしむるに有力なる手段なり。

歐米諸國は家畜を利用するの盛なる、固より本邦と同一の論に非ず。而して之に對する疫病の流行も亦年と共に増加するの傾向あるが故に、家畜保險の經營亦從て盛にして、到る處に其會社の設立を見ると雖とも、之が沿革を討尋すれば少からざる困難と變遷を經過し來れるなり。

大古へプルー隊商が組合員の馬匹を喪へる者に對して、共同の填補を行ひたるの事蹟は此保險の起源とも云ふべく、又中世のギルドに於ても家畜保險は其有力なる目的の一なりしなり。千五百五十六年に於て發布せられたる西班牙の保險條例中には船舶上の家畜に關する特別の規定あり。是れ寧ろ海上保險の範圍に屬すべきものなりと雖とも、又家畜を保護するの精神より出でたるなり。

然れども眞正なる保險事業の形態を以て之が起りたるは十八世紀

の初頃にして、倫敦に於て馬匹の死亡盜難及び不具に對する保險を行ふの會社設立せられたりと雖とも、幾もなくして廢業し、以後設立せられたる同種のものにして、今日尙其業務を繼續せるもの少からざるも、而も中途にして挫折したるものも亦多し、是れ専ら此事業の組織及び經營の困難尋常に非ざるに起因するなり。

獨逸は保險國立主義の國家として、諸聯邦に於て國立家畜保險事業並に地方的公共家畜保險組合の盛なること他に比類を見ざるなり。然れども同時に其民業を見ること又少からず、而も皆相應の成績を收めつゝあるが如し。然れども元來家畜保險は亦疾病保險の如く危険の計算頗る困難にして、先づ家畜の死亡疾病に關する統計を得ること難き爲め、正確なる保險料を發見すること容易ならず、加之獸疫の發生は迅速にして其流行急激なるが爲めに、屢有望に成立せる事業をして

不意に倒産せしむるの止むを得ざるに至らしめ、其他獸醫の缺乏、詐欺の防禦法、危険の監視等に關する夥多の困難を生じ、從て大企畫の中央集權的營利事業が往々成立の望なく、寧ろ相互組織に依りて地方地方の自治的經營を行はしめ、之を統轄して危険の分布と經濟の共通を掌る所の中央機關を備ふるの方法を採るを適當なりとし、普通の營利的民業は多く成功せざるを常とするの狀態に在り。

而も家畜保險の重要なることは今更暇々するまでもなく、農民の重要なる財産を保護し、健全なる國民の養成に必要な乳牛、食牛、豚羊の繁殖を得、軍事輸送に必要な馬匹の改善發達を圖り、並に是等を原料とする所の獸皮被服地等の利用を盛にするが如き、實に其著しきものたり、故に此保險は縱令其實行の困難なるにもせよ、國家は之が爲めに如何にかして其改善發達の道を講せざるべからざるなり。獨逸が終

に國立家畜保險の經營を行ひたるが如きも、蓋し家畜保險が此の如く必要なるにも拘はらず、其經營が非常に困難にして到底民業其他の立法を以てしては決して健全なる發展をなす能はざるを覺知し、終に千八百九十年バーデン公國に於て公立家畜保險の實施を見るに至りたるなり。此の如き淵源を有するを以て吾人をして此獨逸聯邦に於ける國立家畜保險の概要を説くに先ちて如何に此家畜保險事業なるもの、實行經營が困難なるかの點に説き及ばしめよ。

元來家畜保險に於て引受くる所の危険は如何なる種類なりやと謂ふに、先づ其最重要なるものは家畜の死亡に對するものにして、獨逸に於ては之に對して家畜生命保險の名あり (Viehlebensversicherung)。而して死亡の原因に就ては凡ての疾病及び傷害を包含すること人類に於ける生命保險と同一なりと雖も、特に獸疫に因りて生ずる死亡を保險

する場合には、之を獸疫保險 (Seuchenversicherung) と稱せり。又傳染病防禦の手段として屠殺を命せられ、人力を以て死亡を惹起する場合も保險者の引受くる所なり、此外特に競馬競走中の斃死に對する競馬保險 (Rennversicherung) の如き又放牧中の死亡に對する放牧保險 (Weideversicherung) の如きあり。

次に死亡以外の危險を保險する場合亦少なからず、即ち、

家畜傷害保險 (Viehunfallversicherung)

家畜手術保險 (Viehopoperationsversicherung)

家畜運送保險 (Viehransportversicherung)

家畜火災保險 (Viehfeuerversicherung)

屠畜保險 (Schlachtviehversicherung)

等あり、此内稍説明を要するは家畜手術保險なるべく、此保險は主と

して去勢術を施すに方りて其不結果なりし場合を保險するものにして、屠畜保險と云ふは食料の爲めに屠殺したる家畜が検査の際不合格に屬して、之が爲めに損害を被る場合を保險するものなり。

此外、尙二三の特種なる危險に關するものあるも、要するに家畜保險に於ける危險の種類は全く異色を有し、其統計の困難なるは固より、此困難と闘ひて得たる所の統計も、實際の結果とは非常なる懸隔を生じ、保險者が豫想以外の損害に遭遇すること少からず。斯くの如くなるの原因は主として獸疫の襲來が至て不規則且猛烈なるに在り。歐米に於ても特に之を保險せざるの會社ある程なれども、又地方に特別な事情は其地方人民の保險思想を侮るべからざる程度に向上せしめ、最危険多き地方が最高き危險に就て契約を締結し、會社は之が爲めに危險の分布と平均を失ひ、常に豫定以上の危險發生に接するのみなら

す、時には一時に巨大なる損害に會すること少からざるなり。

次に被保險者の人意的危險が其勢力を逞ふするの事實に就て言はんか、第一には家畜の價格は其評價頗る困難なると同時に、其變動特に下落甚しきものにして、契約は兎角超過保險の状態に存在するの恐あり。多くの會社は此危險を免れむが爲めに所謂共同保險約款 (Co-insurance Clause) を設定し、損害填補は常に保險價額の百分の七十五に就て行はるゝ旨を規定せるも、尙其効果の至らざる所あるなるべし。第二には家畜に對する故意の虐使迫害なり、此の如きは最も容易に行はれ、保險金を得んと欲するに急なる被保險者は、往々にして其家畜を死に至らしめて保險金を得んとするものあり。人命を傷け家屋を焼くが如き残忍なる所業を敢てせざる者も、自己の飼養せる動物を屠るに必ずしも躊躇せざるなり。第三には當該家畜の鑑別困難なる點なり、此

困難は即ち換玉の患を生じ、之が爲めに保險者の蒙るべき損害は決して些少にはあらざるなり。

家畜保險の實行に關し其困難なる事情大凡此の如し。而も家畜保險の墜替盛衰は延て國家の消長に關すること甚大にして、此保險の必要は何人も拒む能はざる所なり。

茲に於て國家が此保險の經營に關して種々監督の方法を回らしたり。然れども緩漫なる監督の如きは到底其目的を達すること能はざるを自覺するに至りて、終に國立的家畜保險の創設を見るに至れるなり。

予は茲に家畜保險の經營が終に國立的經營に移るに至りたる経路を説き、續て獨逸聯邦諸國に於ける國立家畜保險の形態組織につき詳説する所あらむとす。

蓋し上古に於て猶太人種が馬匹の保險を行ひたるは、之れ此保險事業の起源とも言ふべし。ヴェルナー氏はパレストアインに於て行はれたる驢商の規約を擧げて言へり、即ち組合員の一人が盜賊又は野獸の爲めに其驢馬を奪はれたる時は、政府より新なる驢馬を給與することゝし、而も組合員が自己の懈怠に因りて損害を招きたる時は給與を爲さず、又金錢を以てしては填補を行はず、新なる驢馬を要せざる者には何等の給與をもなさすと定めたりと。

吾人は之を見て古昔の幼稚なる人種が保險に關する人意的危險を考量し、又政府の干渉を求めたること斯の如く聰明なりしに一驚を喫せざるべからざるなり。

中世に至りては、バルドの多くが家畜の死亡及び盜難の救済を目的とせしこと、是亦人の能く知る所なり、夫のイスラランドに在りては既に

十二世紀に於て各郡家畜保險の機關を有したりと云へり。

保險學者ブレイマー氏は近世獨逸に於ける家畜保險の創始をフリードリヒ大帝の功に歸したり。即ち千七百六十五年の法令に依れば、シュレジエン國內の各行政區劃は官立相互保險會社を設立し、區劃内の畜牛家は強制に由りて皆此會社へ加入せざるべからず、此の如くにして當時漸く盛んならむとせし牛疫の損害を全國に平均せんと謀りしなり。

他の獨逸諸國に於ても、之に倣ひて強制家畜保險を創設する者比々として相尋ぎ、民間に於ても亦地方的相互保險會社を設立して其供給の欠缺を補はんと欲せり。而して其規模宏大なる最初のものには有名なるマジウス氏の設立したる獨逸家畜保險會社にして、千八百三十三年ライプチヒに生れたりしが、千八百四十年に至りて廢業するの止む

を得ざるに至れり。

之に尋で年々幾多の會社設立せられしも失敗するもの亦少からず、現今獨逸國中に於て二十有餘の私立會社ありと雖とも、事業の範圍は概ね狭小にして主として馬匹の保險を行ひ、且つ殆んど皆相互組織に據れり。之れ大規模なる株式會社の營利的經營は成功の望稀薄なる爲めに非ずや。

獨逸經濟學の大家、ロッシェル氏も家畜保險は小區域に於ける相互組合にあらざれば實行するを得ずと主張せしが、此種の組合は相互的監視の効驗顯著なるの利ありて、比較的善く繼續し、今日と雖とも獨逸國內に於て其存在するもの千を以て數ふべし。獨逸保險學會々報第九卷第三號所載エーブルヒ氏の「佛蘭西に於ける家畜保險」と題する論文に據れば、現今同國に於ける大規模なる家畜保險會社は十二個にして

皆相互組織に據り、此外千九百八年七月一日現在統計に依れば國內に七千の地方的相互的保險組合ありと言へり。

此の如き相互主義に基きたる地方的小保險組合の存立は即ち國家的公共保險の基礎にして、之を聯合して大團結を作り、以て危險の分配を完全にせば、即ち永久の存續と繁榮を得べきなり。此原理に基きて計畫せられたるバーデン公國の公立家畜保險は千八百九十年六月二十六日の法律を以て實施せられ、エルザス・ロートリンゲンに於ては千八百九十六年各地公立家畜保險組合の國家的團結を行ひ、ニーダー・エステライヒは千八百九十八年議會の決議と獨逸皇帝の裁可を経て國立畜牛保險所を設置せり。

ザクセン王國に在りては千八百九十八年六月二日の法律を以て國立屠畜保險所の設置あり、生後三個月以上の牛豚に對して屠殺後の損

害を保險し、國庫は經費の全部と支拂保險金額の百分の二十五を補助し、又必要なる資本金を供給せり。

瑞西に於ても亦家畜保險の獎勵に勉め、強制家畜保險を實行する所の州に對しては、國庫は填補支拂額の百分の二十を補給すべき旨共和國議會に於て決議せり。

バイエルン王國に於ても地方的保險組合は夙に發達し、千八百九十四年に於て其數五百四十二に及びしが、之を統一して財的基礎を確實ならしむるの必要よりして、内務省に於て家畜保險法案を起草し、千八百九十五年王國議會の下院に於て之を討議せり。

其法案の要領を掲ぐれば左の如し。

一、相互組織に依る公立家畜保險所を設置し、其事務を王國保險局に委任す。

二、此建設の目的は畜牛及び山羊の状態又は止むを得ざるの屠殺より生ずる損害に對して保險を行ふに在り。

三、保險所は其役員會に於て定めたる公定定款を採用し、任意に加入を申込みたる地方家畜保險組合より成る。

四、地方家畜保險組合は任意的相互保險にして、其組織及び被保險者との關係は公定定款の規定に依る。

五、保險所は地方組合が公定定款の規定に従ひ支拂ふべき填補金額の半額を負擔し、其經費は他に財源なき場合に限り保險金額の比例を以て之を各地方組合に賦課して徴收す。

六、國家は毎年保險所の經費の一部を償はしむる爲めに補助金を付與す。

此法案は翌年即ち千八百九十六年五月に法律となり、同年十一月一

日より實施せられ、其成果頗る良好なりしかば、王國政府は又馬匹保險所設置の企畫を試み、千九百年四月馬匹保險法を發布せり、之に依れば地方の馬匹保險組合を結合し、相互的自由加入主義に基き、官吏をして中央の事務を行はしむる等、凡て前記家畜保險法に於けると同一なるを以て今之を贅せず。

次に少しく馬匹保險に關する保險契約の主要條項に就て之を略説すれば左の如し。

- 一、組合に於て保險せざる馬匹
- イ、年齢八歳未満の駒若しくは十五歳以上の馬
- ロ、疾病に罹り又は其疑ありて獸醫の診斷上全治の見込又は健康の證明なきもの
- ハ、總て使役に適せざる現状の持續するもの

- ニ、時價千馬克を超過する馬匹
- 二、組合へ加入を許さざる者
 - イ、馬匹の管理飼養を等閑に附し、又は馬匹虐待の行爲明白なるもの
 - ロ、馬匹の賣買營業者
 - ハ、屠馬營業者
 - ニ、馬匹を組合區域外に飼養し、又は馬匹を既に他に保險したるもの
- 三、馬匹の検査及び評價

馬匹の検査及び評價は組合の委員之を行ひ、委員會の決議を以て價格を決定するものとす。而して委員は馬匹の體質、年齢、營養状態、其他必要なる點を精査するを要す。但委員會に於て決定した

る評價に付き異議ある時は、被保険者は特に設けられたる仲裁裁判へ之を申立て、其判決に依りて確定を見るものとす。

四、馬匹の登録

評價の手續を了りたらば、保険臺帳に登録し、之を以て保険の効力を生ず。

五、厩舎検査

毎年春秋二期に於て組合委員会より指名せられたる委員は、組合員全體の厩舎検査を爲し、保険に付すべき馬匹を届出でたるや、被保険馬匹が確實に厩内に現存せるや、其管理使用の方法が適當なるや、價格用途に變更なきや等を調査し、不當の事實又は變更の事故あらば、之に適應せる處置を執るものとす。

六、損害の防止及び届出の義務

保険に付したる馬匹發病被害又は斃死したる時は、組合員は之を組合へ届出ざるべからず、又馬匹疾病に罹る時は、其所有者は遲滞なく獸醫を招きて之が治療勸告に従ふの義務あり。是等の義務を守らざる者は損害填補の請求權を失ふものとす。

七、損害の評價及び決定

斃死又は必要上撲殺したる馬匹に對する評價は、登録價額を標準とすと雖も、事故發生の際に價額の減少せりと認めらるべき状態の存する場合には、登録價額よりも減額することを得るものとす。但被保険者が此評價に異議ある時は、仲裁裁判所に訴ふることを得。

八、損害填補

馬匹に生じたる損害額は、前項の如く評價決定せらるゝと雖も、

組合は之が全部を填補するに非ずして決定せられたる評價額の十分の七を支拂ふのみ、又左の場合には損害の填補を爲さず。

イ、戦争、變亂、火災又は落雷に因りて生じたる損害

ロ、國家より賠償金を下附すべき規定ある獸疫に因りて斃死したる馬匹、及び反則の爲めに國家より賠償金の下附を止められたる者の所有馬匹

ハ、飼養及び管理の宜しきを得ざる爲め、又は所有者若くは管理者の怠慢に因りて生じたる損害

ニ、他の保險組合又は會社へ保險に付したる馬匹

ホ、馬匹を競走に用ひ之が爲めに生じたる損害

以上掲げたる所は馬匹保險法の條項中より重要なるものを摘出したるに過ぎず。要するに之に依りて家畜保險が如何に特種なる態様

を以て行はるゝかを推知するを得ん。

第九節 我國鐵道院に於ける職員の救濟制度

明治四十年四月十八日勅令第二百二十七號を以て設立を命ぜられたる我鐵道院(當時帝國鐵道廳)現業員共濟組合なるものは、組合員の相互的離出金と國庫の補助とに依り、帝國鐵道の業務に従事せる下級の吏員をして、其傷害並に死亡老衰に對する計圖を爲さしむる所の強制的施設にして、法律の手續上保險の名稱は冠せられざるも、其實質は第四節に説きたる北米合衆國の公立年金保險及び第六節に論じたる獨逸帝國に於ける國立勞働保險と趣を同うせる重要な制度にして、只之が國家の自ら經營せる鐵道作業にのみ利用せらるゝ點は、他の國立勞働保險に比して性質の稍狭小なる感ありと雖とも、若し此の如き法令

の規定が獨り政府の經營せる鐵道のみならず、民業の鐵道にも又其他の民業にも強制せらるゝとせば、是れ即ち獨逸に於けるが如き國立保險と同一に歸すべきものなるを以て、茲に其梗概を記述せんと欲す。殊に曩にも述べたる如く之が模範となりて專賣局印刷局逓信省等の下級職員に對する保險的救護法の實行せらるゝに至れる事實あるに於てをや。是れ予の特に一節を設けて之を記述せんと欲する所以なり、請ふ先づ當該勅令を擧げて其目的を知らしめんとす。

帝國鐵道廳現業員共濟組合に關する件

第一條 帝國鐵道廳所屬の雇員以下の現業員は、逓信大臣の定むる所に依り相互救濟を目的とする組合を組織す。

第二條 政府は毎年豫算の範圍内に於て組合員の給料總額の百分の二に當る金額を限度として組合に給與す。

第三條 逓信大臣は帝國鐵道廳職員をして組合の事務に従事せしむることを得。

第四條 帝國鐵道廳に勤務する職員は、第一條に定むる現業員に非ざるも組合に加入することを得。但其俸給は第二條の給料總額に算入せず。

第五條 官役人夫死傷手當規則及び各廳技術工藝者就業上死傷手當内規は、雇員以下の現業員にして組合員たる者に之を適用せず。

附 則

第六條 本令は明治四十年五月一日より之を施行す

此勅令第一條の現業員なる者は、鐵道作業の現場に従務する者を指すものにして、書記事務員の如き、主として室内文筆の職務を執る者に非ざる職員を謂ふ、而して鐵道に於て現業員と名くる者は逓信大臣の

公達に依りて左の如く定められたり。

驛長 貨物掛主任 助役 構内主任 信號所主任 車掌監督 車
 掌 出札掛 改札掛 貨物掛 小荷物掛 電信掛 驛務助手 驛
 長書記 鐵道案内者 車掌心得 操車掛 車號掛 信號手 驛夫
 世話役 制動手 轉轍手 警手 貨物驛夫 整燈手 連絡手 驛
 夫 列車給仕 鐵道荷物集配人
 機關庫主任 機關庫助手 機關車監督員 機關手 火夫 火夫見
 習 合圖方 注油夫 給水夫 轉車夫 掃除夫 車輛検査番 車
 輛検査番手傳 石炭夫 給水機關手 給水火夫 諸品番 電燈檢
 査方手傳
 電車庫主任 電車庫助手 發電所主任 發電所助手 變壓所主任
 變壓所助手 通信機主任 運轉手取締 運轉手 運轉手見習 發

電所機關手 發電所火夫 發電所火夫手傳 電車検査番 電車注
 油夫 電車掃除夫 電氣手 發電所石炭夫 電氣工夫 電工 保
 線手 保線助手 工事掛 線路工夫長 線路工夫 定備坑夫 機
 械番 橋梁番 隧道番 踏切番 定備大工
 職工長 工場機關手 電機工 組立工 旋盤工 仕上工 鍛冶工
 製罐工 鑄物工 模型工 銅工 木工 木挽工 塗工 縫工 工
 場道具番 職工手傳 工場火夫 工場取締 職工見習生 職工長
 助手 瓦斯工
 建築助手 建築工夫取締 測量工夫 建築工夫
 活版職工 石版職工 製本職工 庫番 守衛 夜番 常備人夫
 船舶乘組員 列車乘組員 ホテル、船舶連絡掛出札所 荷扱所 客扱所
 待合所 貨物取扱所 荷物取扱所 機關庫 電車庫 發電所 變壓所 保線區所

屬員

工場の現場及び工事の現場に従事する者 倉庫現品取扱員
 スチームクレーン運轉手 水壓扛重機運轉方 同上助手 炭積機
 運轉方 同上助手 阜頭世話役 積場世話役 監守 スチームク
 レーン火夫 水壓扛重機火夫 電燈検査方 炭積機火夫
 工場工夫小頭 同上助手 電燈工夫小頭 炭水夫小頭 給水夫小
 頭

以上を以て如何に多くの職務の種類が、鐵道業務に存するかを示す
 と同時に、是等の職務は皆身體上の勞務に依り行はれ、又往々身體生命
 に危害を與ふるものたるを告ぐるに足るべし、殊に是等の職務に従事
 する者は其待遇に於ても官吏に非ずして、所謂雇員又は其以下の者な
 るを以て、傷害に遭遇し、或は死亡し若くは老年に及びたる場合の計圖

は、備主が爲めに之を謀るに非ずんば、彼等の自ら克く爲す能はざる所
 なり。是れ此立法を促したる理由にして、之が實行に依りて國家は管
 に其使用者たる義務を果し得るのみならず、之に依りて數萬の職員は
 常に後顧の憂を絶ち、欣然勇奮して其職務に盡瘁すべきを以て、間接に
 は又此國家の富強に至大の關係を有する所の交通機關の整備と活動
 に資すること鮮少なからざるなり。

然り而して從來是等の下級なる鐵道従業者に對して如何なる救護
 の方法ありしやと言ふに、之を左の數種の法令に訴へざるを得ず。

一、官役人夫死傷手当明治八年太政官達第五十四號

二、各應技術工藝者就業上死傷手当内規明治十二年二月太政官達第

四號

三、備員俸給支給法(明治二十三年四月公達第百二十三號)

四 鐵道作業局員公務上死傷者取扱心得(明治三十一年八月達)

五 鐵道作業局備人給料支給規則(明治三十三年三月達)

是等の規則に據りて公務上死傷の厄に遭ひたる場合に多少の給與を行ふと雖とも其額僅少にして殆んど救助の目的を果すに足らず、況んや普通の死亡又は老年職に従ふ能はざる場合に處するの途は毫も定めらるゝ所なきをや。

是に於てか保險の方法を利用し彼等を強制して一個の互救的團體即ち共済組合を組成せしめ各員をして毎月給料月額百分の三(後出救済組合規則第四條に在り)を捐出せしめ政府は之に補助として同百分の二を給與し併せて百分の五とし之を蒐集蓄積して以て憐れむべき従業員の死亡老衰並に傷害に對する救済を行はんとするに至れり。初は獨逸に於ける勞働保險の範に依りて保險として之れを實施せん

どの企畫なりしも之を爲すには議會の協賛を経たる法律を以てせざるべからず又之を國中一般に施行するとせば兎に角寧ろ政府の一部の作業に於て其従務者を限りて行ふが如きものに國立保險の形式を興ふるも却て穩當を缺くの感あるを以て救済組合の形態を以て實行したるなり。然れども其實質は全く生命及び傷害の保險を併せ行ふものに外ならず従て之が永久確實なる存立を得せしむるには保險學の應用を必要とすること勿論なるを以て當時予は此制度の組織並に之に關する法規の調査及び起草に關する囑託を受けて一年有餘事に従ひたり。疾病に對する救済も亦議に上りたりと雖とも其實行最困難なると同時に疾病は寧ろ一般人類の覺悟する所にして傷害の如く特に深大なる印象と感覺を吾人に興ふるものに非ざるが故に之を他日に期したりしなり。而して共済組合へ加入を強制せらるゝもの

は備員以下の現業員なりと雖とも其以外の稍高級なる吏員と雖とも之に加入するときは、一は同人相愛の趣旨に適し、一は各自の利益鮮少なからざるを以て、之が任意加入を許し、只之に對する政府の補助金は之を給與せざることをせり。

今此組合が明治四十年五月一日其事業を開始してより、四十二年十月末日に至るまで二年八ヶ月を経たる實蹟を見るに、四十二年末に現在加入せる組合員の數は強制加入者に於て六萬六千二百八十八人、任意加入者九百八十七人、合計六萬七千二百六十七人にして、之が支拂ひたる掛金の總額實に九十三萬八千二百七十四圓四十錢に上れり。而して政府の之に給與したる補助金は六十五萬八千七百三十圓八十九錢にして、職務上の傷害に遭ひたる職員に拂渡したる金額のみにても無慮五十四萬圓を超過せり。

此組合に於ける救済の種類範圍並に組合員の權利義務に關する詳細は茲に特に説明せず、現に該勅令の委任に依りて遞信大臣の定めたる救済組合規則の全文を掲げて自ら之を知らしめんと欲す。

帝國鐵道廳職員救済組合規則

第一章 總則

第一條 本組合ハ帝國鐵道廳職員救済組合ト稱シ事務所ヲ帝國鐵道廳ニ置ク

第二條 組合ノ事務ハ帝國鐵道廳總裁之ヲ統理ス

第二章 組合員

第三條 勅令第二百二十七條第一條ノ雇員以下ノ現業員ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 組合員ハ本規則ニ定ムル救済ヲ受クル爲メ掛金トシテ毎月

其給料月額ノ百分ノ三ヲ支拂フベシ
日給ヲ受クル者ニ在テハ其三十日分ヲ以テ月額ト定ム
特別ノ勞務又ハ臨時ノ事故ニ依リ給料ノ支給額ニ増減ヲ生ズルコトアルモ掛金額ハ増減セズ

第五條 組合員帝國鐵道應ニ在職六箇月ヲ經過セザル間ハ掛金ヲ支拂フヲ要セズ

第六條 年齢十五歳ニ達セザル組合員及ビ帝國鐵道應ニ在職六箇月ヲ經過シタルトキ年齢五十歳ヲ超エタル組合員ハ掛金ヲ支拂フヲ要セズ
前條及ビ本條ニ定ムル六箇月ノ期間ハ就職シタル月ノ初日ヨリ起算ス

第七條 掛金ハ年齢五十五歳ニ達シ前三條ニ依リ第一回ノ支拂ヲ爲

シタル月ニ應當スル月ノ前月マデ繼續シテ支拂フモノトス
前項ノ期間終了前掛金ノ支拂ヲ終了スベキ事由ノ生シタルトキハ其月迄掛金ヲ徴收ス

第八條 勅令第一條ニ定ムル現業員以外ノ帝國鐵道應吏員ニシテ在職六箇月ヲ經過シ年齢十五歳以上五十歳以下ノ者ハ本組合ノ組合員タルコトヲ得但其掛金ハ毎月其給料額ノ百分ノ五トス

第九條 掛金ハ毎月給料受領ノトキ之ヲ支拂フモノトス其給料ノ支給ヲ受ケザルコトアル月ノ掛金ハ次回受領ノトキ之ヲ支拂フモノトス

第十條 給料ニ異動ヲ生シタルトキハ其月ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改定ス但年齢五十歳ヲ超エタル後異動ヲ生ズルモ之ヲ改定セズ

第十一條 組合員ハ左ノ場合ニ限リ脱退ス

- 一、死亡シタルトキ
 - 二、退官又ハ退職シタルトキ
 - 三、他ノ官廳ニ轉勤シタルトキ
 - 四、陸海軍ニ召集若クハ配屬セラレタルトキ
 - 五、休職トナリタルトキ
 - 六、勅令第一條ニ定ムル現業員以外ノ吏員ノ職務ニ轉シタルトキ
 - 七、在官在職ノ儘職務ヲ離レタルトキ
- 第十二條 組合員本組合ヲ脱退シタルトキハ本規則ニ定ムル救濟金ノ給與及ビ掛金ノ拂戻ヲ受クル外本組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第三章 救濟

第十三條 組合員ニシテ職務執行上傷痍ヲ受ケタル者ニハ左ノ等級

- ニ區別シ別表第一號ニ依リ救濟金ヲ給與ス
- 第一等 重傷死ニ至リタル者
 - 第二等 兩眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨ズルコト能ハザル者竝ニ之ニ準ズベキ傷痍ヲ受ケタル者
 - 第三等 一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ルト雖モ終身業務ニ就クコト能ハザル者竝ニ之ニ準ズベキ傷痍ヲ受ケタル者
 - 第四等 自用ヲ辨シ並ニ業務ニ就クコトヲ得ズト雖モ引續キ職務ニ服スル者
- 第十四條 組合員ニシテ職務執行上ノ傷痍ニ依リ療養ヲ要スル者ニハ療養ニ必要ナル相當ノ給與ヲ爲ス
- 第十五條 組合員死亡シタルトキハ第十六條及ビ第十七條ノ場合ヲ除クノ外別表第二號ニ依リ救濟金ヲ給與ス

應務執行上ノ傷痍ニ因リ死亡シタルトキハ第十三條ニ依リ給與スルノ外尙ホ前項ノ救濟金ヲ給與ス

第十六條 組合員年齢五十五歳ニ達シ第七條ニ依リ掛金ノ支拂ヲ完了シテ脱退シタルトキハ別表第三號ニ依リ救濟金ヲ給與ス

第十七條 組合員年齢五十五歳以上ニシテ脱退シタル場合ニハ第七條ニ依リ掛金ノ支拂ヲ完了シタル後一箇月以上ヲ超エタルトキハ前條ノ救濟金ニ該期間滿了ノ翌日ヨリ脱退シタル月ノ前月マデ利息ヲ附シテ給與ス

第十八條 救濟金給與ノ際過拂又ハ未拂ノ掛金アルトキハ救濟金ニ加ヘ又ハ之ヨリ減ズベシ

第十九條 應務執行上ノ傷痍ニ因リ退官又ハ退職シタル者第十六條又ハ第十七條ニ該當スルトキハ第十三條ニ依リ給與スルノ外尙ホ

該各條ノ救濟金ヲ給與ス

第二十條 第十五條乃至第十七條ノ救濟金額ハ組合員ノ給料ニ據リテ算定ス但在職中ニ異動アリタルトキハ全在職年數ニ對シ異動前ノ給料ニ據リタル救濟金額ヲ算定シ異動後ノ在職年數ニ對シ給料ノ差額ニ據リタル救濟金額ヲ加ヘ又ハ減シタルモノトス

二回以上給料ニ異動ヲ生ジタル場合ニ於テモ前項ノ計算ニ從ヒ其異動毎ニ異動後ノ在職年數ニ對シ差額ニ據リタル額ヲ加ヘ又ハ減シタルモノトス

給料ノ異動ハ第十條ノ規定ニ依リ掛金ノ改定ヲ爲シタル月ヨリ生ジタルモノト看做ス

第二十一條 年齢五十歳ヲ超エタル後ニ生ジタル給料ノ異動ハ第十五條乃至第十七條ノ救濟金額ノ算定ニ加ヘザルモノトス

第二十二條 組合員死亡シタルトキ救濟金ヲ受取ルベキ者ハ左ノ順位ニ依ル

第一 配偶者

第二 死亡ノ當時死亡者ノ家ニ在ル直系卑屬但直系卑屬數人アル

トキハ其順位ニ就テハ民法第九百七十條ノ規定ヲ準用ス

第三 死亡ノ當時死亡者ノ家ニ在ル直系尊屬但直系尊屬數人アル

トキハ其順位ニ就テハ民法第九百九十四條ノ規定ヲ準用ス

第四 戸主

第二十三條 前條ノ規定ニ依リ救濟金ヲ受取ルベキ者ナキ場合ニ於

テ他家ニ在ル直系卑屬又ハ直系尊屬アルトキハ前條ノ順位ニ依リ

救濟金ノ半額ヲ給ス

前項ノ直系卑屬又ハ直系尊屬ナキ場合ニ於テ死亡者ノ家ニ在ル兄

弟姉妹アルトキハ救濟金ノ半額ヲ給ス

第二十四條 前二條ノ規定ニ依リ救濟金ヲ受取ルベキ者ナキ場合ニ

於テ死亡者ノ家ニ在リテ其給養ヲ受ケタル者アルトキハ救濟金ノ

半額ヲ給ス

第二十五條 雇員以下ノ現業員第七條ニ依リ掛金ノ支拂ヲ完了セズ

シテ第十一條第二號乃至第七號ニ規定シタル事由ニ因リ本組合ヲ

脱退シタルトキハ別表第四號ニ依リ掛金ノ拂戻ヲ爲ス

第二十六條 第八條ニ依リ加入シタル組合員前條ニ該當スルトキハ

別表第五號ニ依リ掛金ノ拂戻ヲ爲ス

第二十七條 應務執行上ノ傷痕ニ因リ退官又ハ退職シタル者第二十

五條又ハ第二十六條ニ該當スルトキハ第十三條ニ依リ給與スルノ

外尙ホ該各條ニ依リ掛金ノ拂戻ヲ爲ス

第二十八條 第三十一條及び第三十二條ニ依リ組合員タル資格ヲ繼續シタル者第七條ニ依リ掛金ノ支拂ヲ完了セズシテ第十一條第二號乃至第七號ニ規定シタル事由ニ因リテ本組合ヲ脱退シタルトキハ其掛金拂戻額ハ第二十五條ニ依リ尙ホ雇員以下ノ現業員タル職務ニ在ラザル各期間ニ附キ掛金支拂ノ標準トナリタル給料ニ對スル第四號表ノ金額ノ三分ノ一ニ當ル拂戻額及び其利息ヲ計算シテ加ヘタルモノトス

第二十九條 第十八條及第二十條ノ規定ハ掛金ノ拂戻ニ之ヲ準用ス
第三十條 雇員以下ノ現業員タル組合員第五條又ハ第六條ノ規定ニ依リ掛金ヲ支拂フベキ時期ニ達スル前ニ死亡シ又ハ第八條ニ依リ組合員加入ノトキヨリ百八十日以内ニ死亡シタルトキハ第十五條第一項ノ救済金ヲ受クルコトヲ得ズ

第一回ノ掛金支拂ノ月ニ達セザル者並ニ第一回ノ掛金支拂ノ月ヨリ滿一箇年ヲ經過セズシテ自己ノ便宜ニ依リ退官又ハ退職シタル者ハ第二十五條又ハ第二十六條ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得ズ
帝國鐵道廳ニ在職六箇月ヲ經過シタルトキ年齢五十歳ヲ超エタル者ハ第十五條乃至第十七條ノ救済金並ニ第二十五條ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得ズ

第三十一條 第八條ニ依ル組合員雇員以下ノ現業員ノ職務ニ轉ジタルトキハ其翌月ヨリノ掛金ハ第四條ノ規定ニ依ル

第三十二條 組合員第十一條第四號乃至第六條ノ場合ニ於テ直チニ其資格ヲ繼續スル意志ヲ表示スルトキハ脱退ヲ爲サザルモノトス
第三十三條 組合員第十一條第六號ノ場合ニ於テ脱退ヲ爲サザルトキハ其翌月ヨリノ掛金ハ第八條ノ規定ニ依ル

第三十四條 組合員第十一條第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テ脱退ヲ爲サザルトキハ其期間ノ掛金ハ在職中ノ最後ノ給料ニ據リテ其翌月ヨリ計算シ其五分ノ一ヲ減シタルモノトス此場合ニ於テハ第十三條及ビ第十四條ノ給與ヲ爲サズ

第三十五條 休職満期トナリタル者又ハ召集若クハ配屬ノ解除セラレタルトキ帝國鐵道廳ノ職務ニ復セザル者ニハ退官又ハ退職ニ關スル規定ヲ適用ス

第三十六條 陸海軍ニ召集若クハ配屬セラレタル者ノ掛金ハ毎月末日迄ニ之ヲ支拂フベシ若シ一箇月以上支拂ヲ遅延シタルトキハ最後ノ支拂ヲ爲シタル月ノ終ニ於テ脱退シタル者ト看做ス

第三十七條 戰時ニ於テ陸海軍ニ召集若クハ配屬セラレタル者ニ關シテハ別ニ規定ヲ設クルコトアルベシ

第三十八條 組合員自殺決闘其他ノ犯罪ニ因リテ死亡シタルトキ竝ニ懲戒處分若クハ刑事裁判ニ因リ官職ヲ免ゼラレタルトキハ救済金ノ給與及ビ掛金ノ拂戻ヲ爲サズ

第三十九條 陸海軍ニ召集若クハ配屬中ノ組合員軍人恩給法第二十四條ニ該當スルトキ又ハ第四十四條ノ場合ニ於テ申告ヲ怠リ若クハ詐欺ノ申告ヲ爲シタルトキハ救済金ノ給與及ビ掛金ノ拂戻ヲ爲サズ

第四十條 組合員又ハ其家族第四十二條ノ規定ニ違反スルトキハ救済金及ビ第十四條ノ給與ヲ爲サズ

第四十一條 救済金若クハ第十四條ノ給與又ハ掛金拂戻ノ請求ハ其事由發生ノ日ヨリ一年以内ニ之ヲ爲スヲ要ス

第四十二條 組合員死亡シ又ハ廳務ニ關シ傷痕ヲ受ケタル場合ニ於

テハ本人又ハ其家族ヨリ直チニ帝國鐵道廳總裁ニ申告スベシ
組合員死亡又ハ疾病ノ場合ニ於テハ本人又ハ其家族ハ鐵道醫ノ診
察又ハ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ズ
組合員職務ニ關スル傷痕ヲ受ケタル場合ニ於テハ鐵道醫ノ診察又
ハ治療ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四十三條 第十三條ノ救濟金又ハ第十四條ノ給與ハ鐵道醫ノ證明
書ニ基キ帝國鐵道廳總裁之ヲ決定ス

鐵道醫ニアラザル醫師ノ診察又ハ治療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其
醫師ノ證明書ヲ以テ鐵道醫ノ證明書ニ代フルコトヲ得

第四十四條 陸海軍ニ召集若クハ配屬セラレ引續キ組合員タル者左
ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ直チニ書面ヲ以テ其事實ヲ帝國鐵道
廳總裁ニ申告スベシ

一、軍人恩給法第二十四條ニ規定スル事由ノ生ジタルトキ
二、召集又ハ配屬ノ解除セラレタルトキ

第四章 會計

第四十五條 本組合ノ事業年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十六條 組合ノ財産ハ利殖ノ目的ヲ以テ銀行ニ預ケ金ト爲シ又
ハ之レヲ以テ國債地方債證券ヲ買入ル、コトヲ得

前項ニ依ルノ外組合財産ノ保管方法ハ逓信大臣ノ認可ヲ經ルヲ要
ス

第五章 審査會

第四十七條 加入ニ關スル處分並ニ救濟金額又ハ掛金拂戻額ノ決定
其他給與ニ關スル處分ニ異議アル者ハ其處分ノ通知ヲ受ケタル日
ヨリ二十日以内ニ逓信大臣ニ申告シテ審査會ノ審査ヲ求ムルヲ得

- 第四十八條 審査會ハ議長一名及ビ審査委員十名ヲ以テ組織ス
- 第四十九條 議長及ビ審査委員ハ逓信省高等官中ヨリ之ヲ指定シ其
他ノ審査委員五名ハ帝國鐵道廳高等官中ヨリ之ヲ指定ス
- 第五十條 議長ハ審査會ヲ召集シ議事ヲ整理ス
- 議長事故アルトキハ審査委員タル上席高等官代理ス
- 第五十一條 審査會ハ委員半數以上出席シ出席員ノ過半數ヲ以テ決
議ヲ爲ス可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第五十二條 帝國鐵道廳總裁又ハ其命ヲ受ケタル官吏ハ審査會ニ出
席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但決議ノ數ニ加ハルコトヲ得ズ
- 第五十三條 審査會ハ何時ニテモ鐵道醫ノ出席ヲ求メ又ハ其意見ヲ
求ムルコトヲ得
- 第五十四條 議長又ハ審査委員ハ自己ニ關スル審査ニ與ルコトヲ得

- 第五十五條 審査會ノ決議ハ議長之ヲ逓信大臣及ビ帝國鐵道廳總裁
ニ報告シ且ツ審査ヲ求メタル者ニ通知スベシ
- 第五十六條 審査會ノ決議ハ帝國鐵道廳總裁ヲ羈束ス
- 第五十七條 逓信大臣ハ審査會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再審査
ヲ命ズルコトヲ得
- 第五十八條 審査會ノ決議ニ依リ既ニ爲シタル給與ノ減額ヲ要スル
場合ニ於テハ其超過額ヲ返還セシム
- 第六章 附則
- 第五十九條 滿年前六箇月ノ初ヨリ滿年後六箇月ノ終マデノ年齢ヲ
以テ該滿年ニ相當スル年齢ト看做ス
- 第六十條 本規則ハ明治四十年五月一日ヨリ施行ス

第五章 國立保險の範圍及び利益

第一節 國立保險の趨嚮

保險事業が國家的社會的性質を有するてふ根據よりして、之を全然民業に委ねずして、寧ろ國家機關の作用に依りて實行する所あるべしとの議論と計畫は、夙に識見ある學者と勇氣ある政治家に依りて提唱せられたり。

中世財政々策の爲めに行ひたる國立年金の計畫は、姑く措き、近世に於ける保險國立の先鞭を着けたるものは、實に英國の政治家グラッドストーン氏に依りて企畫せられたる郵便局營保險なり。

此國立生命保險の開始に因りて保險國立の問題は、諸國に其思想と研究を傳へ、續てニュージーランド殖民地に於ける國立生命保險の提案

は當時の國情と相抱合して、忽にして議會の協賛を博し、日ならずして其實行を見、既に論述せるが如く其母國たる英國の郵便局營保險が甚しく振はざるに反して顯著なる成績を挙げ得たり。

而して一方に於ては中世より獨逸諸邦に根柢を張りたる強制保險の思想は、遂に獨逸帝國統一の機運に乗じ、社會問題と抱合して茲に振古の一大保險政策を現出せしめ、千八百八十一年を以て其端緒を開き、終に儼乎たる大規模の國家的勞働保險制度を畫立したるより、國立保險の問題は一時中歐の耳目を聳動し、ワグナー教授は常に保險國立の陣頭に立ちて此思想を鼓吹せり。

抑獨逸の強制保險制度は從來他の諸國に其例を見ざる所の破天荒の發案にして、而も其成績は決して不良ならず、一方には直接に下級勞働者に適切なる扶助を與ふると同時に、一方には國內一般に保險思想

を普及せしむるの利あること尠からず、獨逸政府は又之を以て其國の誇となし、世界的會合のある毎に勉めて此勞働保險制度の組織現狀を發表して其壯圖を示すが故に、國立保險の問題は私立保險の消長及び勞働者保險問題と相干聯して益列國の思想界を壓倒せり。

即ち露國に於ては其國權主義と專制の思想と相合體して近時著々國立保險の計畫を爲すもの多く、近き將來に於て其實行の途に就かむとし、更に北米合衆國の如き自由主義權利思想の盛なる國に於ても滔々たる國立保險の潮流に洗はれて今や學者政治家の間に國立保險論の提唱を見、夫の大統領候補者ブライアン氏の如きも其一人たるが如きは注目すべき現象なり。況んや國家社會主義の本據たる獨逸に於て並に之が系統を傳へたる奧匈、瑞西、丁抹等の邦國に於て、益此趨嚮の顯著なるは敢て言を俟たざる所なり。

特に獨逸に於ては近時勞働保險法擴張の議起り、更に其範圍を寡婦及び孤兒に對する救済にも及ぼさんと欲し、即ち寡婦孤兒保險(Witwen- und Waisenversicherung)の問題は盛に唱導せられ、又手工者(Handwerker)及び私職員(Privatbeamten)に對する國立保險の計畫も屢識者の間に論議せられ、私職員保險に關しては Carl Ritter v. Rasp (München) の Deutsche Privatbeamtenversicherung im Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft 参照、更に又産兒保險(Mutterschaftversicherung)の如きも其國立的計畫の有効と必要とが盛んに論究せられつゝあり、特に食畜に對する國立保險の如きは各邦に於て既に實行せらるゝ所に鑑み、他の諸邦に於ても漸次其實行の途に就きつゝあるの狀況なり。暴風雨保險(Unweterschädenversicherung)の國立の如きも亦近來頻りに其必要と効果に就て論評せられつゝあり。

更に又著しきは海上保険の國立問題にして、近時獨逸海軍の擴張は偉大なる計畫の下に行はれ、將に老大英國を凌がんとするの勢を示せり。此の如き海軍の擴張は吾人をして將來に於ける海上戦争を豫想せしむるものなるは言を俟たず、而して其來るべき大戰に際しては私立海上保険は全く廢滅の状態に陥らざるべからず、或は全く其効を擧ぐる能はざるべきことを豫想し、是に於て今より國立海上保険の制度を樹立して以て萬一に具へんとするなり。何ぞ其企畫の遠大にして用意の恐るべく周到なるや。

之に關して序に一言を費さんと欲することあり、即ち海上保険の國立は世人の最少く豫期する所のものにして、往々全く國立に適せずとの説を爲す者あることなり、國立保険の先鋒たるワグナー教授と雖ども、海上保険の如き商業的保険に就ては多少の例外を認めたるに似た

り。然れども國立の論據は必しも爾く狹隘なるを要せず、古昔よりして其思想と實例の存在を徴するを得べきなり。即ち紀元前數世紀の往古に於て其國民の貿易を保護せんが爲めに、彼等の海上危難に對して保證する所ありしが如き、其思想の濫觴とも謂ふを得べく、又更に降て、史を按ずれば、千三百七十五年葡萄牙に於ては、フェルナント王が國家的強制的海上保険を實行し、和蘭に於ても千六百二十九年海上戦争危險に對する國立保険の計畫行はれ、英國に於ても戰役に際して類似の計畫行はれたること一再ならず、殊に最近に於ては、トランスヴァル戦争の際に於ても問題となりたるなり。獨逸に於ては千六百二十二年ハンプルヒに於て之が計畫せられ、更に前世紀の初に於ては、ライン河に於ける運送保険を國立組織に依つて經營せんとするの計畫行はれたるが如き、皆以て海上保険に關する國立保険の歴史的經過を語る所の

事實なり。

若し夫れ前章九節を以て列示説述したる諸般の形態及び組織の下に行はるゝ所の制度に至りては、皆以て國立保險の代表的作物と稱すべく、之が國家の隆興に絶大なる關係を有するものとして、現代社會の視聽を集めつゝあるものなり。之を現今に於ける國立保險の趨嚮とす。

第二節 此の如き國立保險の趨嚮は終に私立保險

を吸収併合し了るべきか

此の如く滔々たる水勢を以て諸國に瀾漫せる國立保險の趨嚮は終に如何なる淵に到達すべきものなりや。語を換ふれば終に私立保險を吸収し去り併吞し了つて凡て國立保險の天地と爲るに至るべきか。

是れ次に考ふべき重大なる問題なり。

此點に關しては予はフルド氏(Furdo)の言を引用して以て之に代へんとす。

氏曰く、

保險制度の發展は決して國立保險に依る私立保險の吸収併吞を來すものに非ず。寧ろ國立保險の深強にして (intensiv) 且つ廣濶なる (extensiv) 擴張發展の外に、尙私立保險は確然として其地位を保有し而も少からざる程度に於て國家民衆の利益上重要なるものとして繁榮すべし。何となれば發達したる社會に於ては國立保險と私立保險は決して相反撥すべきものに非ず、反て長短相補ふものにして、將來に於ける保險事業の發達には二者の共存することを以て最適當なる形式なりとせざるべからず。

事實なり。

若し夫れ前章九節を以て列示説述したる諸般の形態及び組織の下に行はるゝ所の制度に至りては、皆以て國立保險の代表的作物と稱すべく、之が國家の隆興に絶大なる關係を有するものとして、現代社會の視聽を集めつゝあるものなり。之を現今に於ける國立保險の趨嚮とす。

第二節 此の如き國立保險の趨嚮は終に私立保險

を吸収併合し了るべきか

此の如く滔々たる水勢を以て諸國に瀰漫せる國立保險の趨嚮は終に如何なる淵に到達すべきものなりや。語を換ふれば終に私立保險を吸収し去り併吞し了つて凡て國立保險の天地と爲るに至るべきか、

是れ次に考ふべき重大なる問題なり。

此點に關しては予はフルド氏(Furdo)の言を引用して以て之に代へんとす。

氏曰く、

保險制度の發展は決して國立保險に依る私立保險の吸収併吞を來すものに非ず。寧ろ國立保險の深強にして(Intensiv)且つ廣濶なる(Extensiv)擴張發展の外に、尙私立保險は確然として其地位を保有し而も少からざる程度に於て國家民衆の利益上重要なるものとして繁榮すべし。何となれば發達したる社會に於ては國立保險と私立保險は決して相反撥すべきものに非ず、反て長短相補ふものにして、將來に於ける保險事業の發達には二者の共存することを以て最適當なる形式なりとせざるべからず。

と。果して然らば二者は如何なる點線を境界として共存繁榮すべきや、是に於てか吾人は國立保險の範圍如何の問題に達せるなり。予は此點に關し卑見を陳ぶるに先ち、先づ國立保險論の中堅たり泰斗たるワグナー教授の所説を述べ、併せて之に對する諸學者實際家の論評を一括して、國立保險の利益と私立保險の長處とを相對照し、延て國立保險の範圍の問題に論及せんと欲す。

第三節 ワグナー氏の所説及び反討論

ワグナー氏は國立保險論の棟梁なり、其著「國家と保險事業」(Der Staat und Versicherungswesen 1831)に於て國立保險の必要と利益とを擧げて曰く。

第一 保險事業は海上保險に於て稀に例外を見るの外、一個人の私

的經濟を以て經營せらるゝことなし。之れ一私人の能力と資本と信用とが到底之に適せざるの致す所にして、保險者の常に執る所の株式會社並に相互會社の組織は、即ち個人の必需を満足せしむる所の經濟的狀態に非ずして、公共の必需即ち多數の必需に應ずる所のもの例へば貨幣信用交通等の循環制度並に給水點火事業の如きと同じく、公立の經營を要するものにして、保險を普通の經濟的企業と思惟するは甚だ危険なり。

第二 民業保險會社特に株式組織の會社は深黒なる經濟的及び財政的暗影を有する現代の資本投機を代表するものにして、彼等は又殘忍なる競争の格闘を試みて、營業の目的を果たさんが爲めには其手段を擇ばず、代理人制度、紹介料、募集訪問、誇大廣告、新聞雜誌利用、公衆誘惑等の有ゆる方法を用ひ盡すなり。